

平成28年度税制改正の概要

所得税法等の改正	本文 参照頁
1 非課税所得の改正	
(1) 義務教育学校の児童又は生徒がその学校の長の指導を受けて預入等をした預貯金等の利子等について所得税を課さないこととされました。	82
(2) 通勤手当の非課税限度額が月額15万円（改正前：10万円）に引き上げられました。	82
(3) 学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他対価の性質を有するものから、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、法人である使用者からその法人の役員の学資に充てるため給付する場合など一定の場合以外に該当するものが除外されました。	83
2 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の改正	
(1) 本特例の対象となる有価証券等の範囲から、次に掲げる有価証券等で国内源泉所得を生ずべきものが除外されました。	90
① 特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式で、譲渡についての制限が解除されていないもの	
② 有利な条件等で株式を取得することができる権利でその権利の行使をしたならばその行使時の経済的利益に対して課税がされるものを表示する有価証券	
(2) 国外転出の日の属する年分の所得税の計算において、本特例が適用されていない場合には、国外転出の時において有する有価証券等の取得価額を時価に洗い替えないこととされました。	91
(3) 国外転出の日から5年（又は10年）を経過する日までに本特例の適用を受けた個人が死亡したことにより、その国外転出の時において有していた対象資産の相続（限定承認に係るものを除きます。）等があった場合において、その個人について生じた遺産分割等の事由により、その相続等により対象資産の移転を受けた相続人等に非居住者が含まれないこととなった場合には、本特例の適用を取り消すことができるとされました。	92

(4) 本特例の適用を受けた新株予約権について、その国外転出の後に権利行使をして株式を取得した場合には、その株式の国外転出時評価額は、一定の調整計算をした金額とすることとされました。	93
(5) 本特例の適用を受けるべき個人がその国外転出の時に譲渡等により有価証券等の移転をした場合に、その移転をした有価証券等が国外転出の時において有していた有価証券等に該当するかどうかの判定方法の見直しが行われました。	93
(6) 本特例の適用を取り消すことにより所得金額や所得税額が増加する場合等には、修正申告書を提出することができる特例が創設されました。	93
3 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の改正	
(1) 本特例の対象となる有価証券等の範囲から、上記2(1)①及び②に掲げる有価証券等で国内源泉所得を生ずべきものが除外されました。	99
(2) 贈与等の日の属する年分の所得税の計算において、本特例が適用されていない場合には、贈与等の時において有する有価証券等の取得価額を時価に洗い替えないこととされました。	99
(3) 贈与等の日から5年（又は10年）を経過する日までに贈与等に係る非居住者である受贈者等が死亡したことにより、その贈与等の時に有していた対象資産の相続（限定承認に係るものを除きます。）等があった場合において、その非居住者について生じた遺産分割等の事由により、その相続等により対象資産の移転を受けた相続人等に非居住者が含まれないこととなった場合には、本特例の適用を取り消すことができることとされました。	100
(4) 本特例の適用を受けた新株予約権について、その贈与等の後に権利行使をして株式を取得した場合には、その株式の贈与等時評価額は、一定の調整計算をした金額とすることとされました。	101
(5) 本特例の適用を受けるべき個人の受贈者等がその贈与等の時に譲渡等により有価証券等の移転をした場合に、その移転をした有価証券等が贈与等の時において有していた有価証券等に該当するかどうかの判定方法の見直しが行われました。	101
(6) 本特例の適用を取り消すことにより所得金額や所得税額が増加する場合等には、修正申告書を提出することができる特例が創設されました。	102
4 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予の改正	
(1) 納税猶予の期間の満了に伴う納期限が、国外転出の日から5年4月（又は10年4月）を経過する日とされました。	105
(2) 税務署長による納税の猶予に係る期限の繰上げに係る事由について整備が行われました。	106

5 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予の改正	
(1) 納税猶予の期限の満了に伴う納期限が、贈与等の日から5年4月（又は10年4月）を経過する日とされました。	110
(2) 「遺産分割等があった場合の期限後申告等及び修正申告の特例」の適用に係る期限後申告書又は修正申告書の提出により納付すべき所得税額についても、納税の猶予を受けることができることとされました。	111
(3) 税務署長による納税の猶予に係る期限の繰上げに係る事由について整備が行われました。	113
6 相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があった場合等の修正申告及び更正の請求の特例の改正	
(1) 本特例の対象に、「遺産分割等があった場合の修正申告又は更正の請求の特例」の適用により贈与等時課税制度の適用がなかったものとされたことに伴い、相続により移転した有価証券等で既に譲渡したものの取得費の額に増減があった場合等が追加されました。	115
(2) 本特例の対象に、「国外転出をした者が帰国をした場合等の修正申告の特例等」の適用に係る修正申告書が提出されたことにより国外転出時課税制度又は贈与等時課税制度の適用がなかったものとされたことに伴い、既に譲渡した有価証券等の取得費の額に増減があった場合等が追加されました。	116
7 遺産分割等があった場合の修正申告、期限後申告等及び更正の請求の特例の創設	
(1) 相続の開始の日の属する年分の所得税につき相続等時課税制度の適用を受けた居住者について生じた遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続等に係る対象資産が増減したことに基因して、その居住者のその相続の開始の日の属する年分の所得税額が過少となる場合等には、その相続人は、その遺産分割等の事由が生じた日から4月以内に、その年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、その期限内にその修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないこととされました。	117
(2) 死亡による準確定申告書の提出期限後に遺産分割等の事由が生じたことにより相続等時課税制度が適用されたため新たに準確定申告書を提出すべき要件に該当することとなった居住者の相続人は、その遺産分割等の事由が生じた日から4月以内に、その居住者の死亡の日の属する年分の期限後申告書を提出し、かつ、その期限内にその期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないこと等とされました。	118
(3) 相続の開始の日の属する年分の所得税につき相続等時課税制度の適用を	119

受けた居住者について生じた遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続等に係る対象資産が増減したことに基因して、その居住者のその相続の開始の日の属する年分の所得税額が過大となる場合等には、その相続人は、その遺産分割等の事由が生じた日から4月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされました。

8 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書の改正

本調書の提出対象となる経済的利益を受けた役員又は使用人の範囲に、次に掲げる者が追加されました。

- (1) 非居住者のうちその供与等を受けた経済的利益の価額の全部又は一部が国内源泉所得となるものを受けた者 121
- (2) 内国法人の役員又は使用人であった者及び外国法人の国内にある営業所等において勤務するその外国法人の役員又は使用人であった者 121

9 給与と所得者の特定支出の控除の特例の改正 123

本特例の対象となる特定支出の範囲から、「雇用保険法に規定する教育訓練給付金」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立支援教育訓練給付金」が支給される部分の支出が除外されました。

10 給与と所得者の扶養控除等申告書等に関する改正 124

扶養控除等申告書等の提出を受ける給与支払者等が、その申告書を提出する者等の個人番号その他一定の事項を記載した帳簿を備えているときは、その扶養控除等申告書等には、その帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないこととされました。

11 特定譲渡制限付株式等に関する改正

- (1) 個人が法人から特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式を交付されたときにおけるその交付に係る経済的利益は、その特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式について譲渡制限が解除された日にその日における価額により課税することが定められました。 126
127
- (2) 特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の取得価額は、その特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式について譲渡制限が解除された日における価額とされました。 128

12 確定申告書等に添付すべき証明書等の範囲の拡充 129

確定申告又は年末調整の際に生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除（所得控除・税額控除）の適用を受ける場合に確定申告書又は保険料控除申告書に添付等を行うこととされている書類の範囲に、生命保険料、地震保険料又は寄附金の金額等を証する書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等の情報の内容を、国税庁長官の定める方法によって出力することによ

り作成した書面が追加されました。	
13 中小企業退職金共済法の改正等に伴う特定退職金共済制度等の改正	145
中小企業退職金共済法の改正等に伴い、特定退職金共済制度等について、 所要の整備が行われました。	
14 給与所得控除の上限額の引下げに伴う告示の改正	149
平成26年度税制改正における給与所得控除の上限額の引下げの平成29年1 月1日施行分（給与等の収入金額1,000万円で給与所得控除額を220万円に引 下げ）の施行にあわせて、復興特別所得税を併せた源泉徴収税額表等の改正 が行われました。	
15 支払通知書の記載事項の改正	150
本人に対して交付すべき支払通知書、源泉徴収票及び年間取引報告書につ いては、その者並びにその者の控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人 番号の記載を要しないこととされました。	

租税特別措置法（所得税関係の住宅・土地税制関係）の改正	本 文 参 照 頁
1 居住用財産の譲渡所得の特別控除制度の特例の創設	151
相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等 の取得をした相続人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、 その取得をした被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等につい て、次の譲渡をした場合には、居住用財産を譲渡した場合に該当するものと みなして、居住用財産の譲渡をした場合の3,000万円特別控除を適用できる こととされました。	
ただし、その譲渡の対価の額と、その相続の時からその譲渡をした日以後 3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にその相続による被相続人 居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人がしたその 譲渡に係る資産と一体として被相続人の居住の用に供されていた家屋又はそ の家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡の対価の額との合計額が1億 円を超える場合には、本特例の適用を受けることはできません。	
(1) 相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（次の要件を満 たすものに限り。）の譲渡又はその被相続人居住用家屋とともにする 相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等（次の① の要件を満たすものに限り。）の譲渡	
① 相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供さ	

れていたことがないこと。

② 譲渡の時に地震に対する安全性に係る規定又は基準に適合するものであること。

(2) 相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（次の①の要件を満たすものに限ります。）の全部の取壊し等をした後における相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等（次の②及び③の要件を満たすものに限ります。）の譲渡

① 相続の時から取壊し等の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

② 相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

③ 上記①の取壊し等の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと。

2 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の改正（特定三世帯同居対応改修に係る特例の創設）

162

(1) 個人が、その者の居住の用に供する家屋について、特定多世帯同居改修工事等（特定三世帯同居対応改修）を含む増改築等をして、その家屋を平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に自己の居住の用に供し、引き続き居住の用に供している場合において、その特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に係る費用に充てるために借り入れた次に掲げる住宅借入金等の年末残高（1,000万円を限度）の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除できるとされました。本特例は、住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とされ、控除期間は5年とされました。また、下記3の「既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除」の適用を受ける工事は本特例の適用対象となる一定の工事から除かれています。

① 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額から特定工事に係る補助金等の額を控除した金額（250万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高……2%

② ①以外の住宅借入金等の年末残高……1%

(2) 上記(1)の「特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等」とは、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるために家屋について行う増改築等でその増改築等に該当するものであることにつき増改築等工事証明書が交付されたものを含む増改築等であり、特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額（補助金等の

交付がある場合には、補助金等の額を控除した後の金額)が50万円を超えること等の要件を満たすものとされています。

3 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の改正 (三世帯同居対応改修に係る税額控除制度の創設)

169

- (1) 個人が、その所有する居住用の家屋について多世帯同居改修工事等(三世帯同居対応改修)をして、その居住用の家屋を平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間にその者の居住の用に供した場合には、その居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、多世帯同居改修工事等に係る標準的費用額(補助金等の交付を受ける場合には、補助金等の額を控除した後の金額とし、その金額が250万円を超える場合には、250万円)の10%に相当する金額を控除することができることとされました。
- (2) 上記(1)の「多世帯同居改修工事等」とは、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるために家屋について行う増改築等でその増改築等に該当するものであることにつき増改築等工事証明書が交付されたものであり、多世帯同居改修工事等の標準的な工事費用相当額(補助金等の交付がある場合には、補助金等の額を控除した後の金額)が50万円を超えること等の要件を満たすものとされています。

4 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の改正

- (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の次に掲げる措置について、居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の取得等をする場合についても適用できることとされました。
 - ① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
 - ② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
 - ③ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
 - ④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
 - ⑤ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
 - ⑥ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の重複適用に係る特例
 - ⑦ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
- (2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を適用対象に加える措置は、適用期限の到来をもって廃止されました。

178

178

5 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の改正	
(1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の改正	184
① 第一種市街地再開発事業の施行による個別利用区内の宅地への権利変換を希望しない旨の申出に基づき補償金を取得する場合において、適用対象となる「やむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をしたと認められる場合」は、「従前の建築物が用途制限につき既存不適格である場合」に該当するときとされました。	
② 適用対象から除かれる一定の補償金を取得する第一種市街地再開発事業の施行者である再開発会社の株主又は社員から除かれる株主又は社員に、指定宅地又はその使用収益権を有する者で権利変換により個別利用区内の宅地又はその使用収益権を与えられることとなるものが追加されました。	
(2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の改正	185
適用対象に、第一種市街地再開発事業が施行された場合においてその資産に係る権利変換により個別利用区内の宅地又はその使用収益権を取得したときが追加されました。	
6 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正	187
適用期限が平成29年12月31日まで2年延長されました。	
7 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正	189
適用期限が平成29年12月31日まで2年延長されました。	
8 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正	190
適用期限が平成29年12月31日まで2年延長されました。	
9 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業のために買い取られる土地等に係る収用等証明書等の改正	
(1) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業のために買い取られる土地及び土地の上に存する資産に係る収用等証明書について、引き続き収用等証明書を発行することができることとするとともに、その収用等証明書は、その証明の日が平成31年3月31日以前であるものに限ることが租税特別措置法施行規則に規定されました。	192
(2) 簡易証明制度のうち、電気事業者が設置する施設に係る部分について、風力又は太陽光による発電施設に係る措置を除外するとともに、送電施設又は変電施設を一般送配電事業又は送電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限ることとされました。	192

租税特別措置法等（金融・証券税制関係）の改正	本文 参照頁
1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の改正	
(1) 平成30年以後に開始する勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書については、基準日における国内の住所の記載及びその住所を証する書類の添付が不要とされました。これに伴い、平成30年以後に開始する勘定設定期間は、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間とされました。	198
(2) 非課税口座のうち未成年者口座の開設者が20歳に到達したことにより自動開設されたものに係る非課税管理勘定廃止通知書等について、記載事項の整備が行われました。	200
(3) 払出事由が生じた日の属する年分において、非課税口座を開設している居住者等が国外転出の予定日から起算して3月前の日における有価証券等の価額相当額により国外転出時課税制度（所法60の2）の適用を受ける場合には、その国外転出の時においてその居住者等有している非課税口座内上場株式等の払出し時の金額は、その国外転出の予定日から起算して3月前の日における有価証券等の価額相当額とすることとされました。	200
2 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の改正	
(1) 払出事由が生じた日の属する年分において、未成年者口座を開設している居住者等が国外転出の予定日から起算して3月前の日における有価証券等の価額相当額により国外転出時課税制度の適用を受ける場合には、その国外転出の時においてその居住者等有している未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額は、その国外転出の予定日から起算して3月前の日における有価証券等の価額相当額とすることとされました。	206
(2) 課税未成年者口座とは、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所等に開設している特定口座、預貯金口座などの複数の口座により構成されるものをいうこととされました。	207
(3) 未成年者口座を開設している居住者等が基準年の1月1日前に出国をする場合に、その出国をする日の前日までに出国移管依頼書を提出しなかったときは、その出国の時にその未成年者口座が廃止されることが明確化されました。	207
(4) 金融商品取引業者等の営業所の長が整理保存すべき未成年者口座に関する書類について整備が行われました。	207
3 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正 国外転出時課税制度の改正に伴い、出国口座内保管上場株式等を特定口座	209

	に移管をする場合に提出すべき書類及びその提出時期等について、整備が行われました。	
4	上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正	212
	適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、国外転出時課税制度又は贈与等時課税制度（所法60の3）の適用により行われたものとみなされた譲渡が追加されました。	
5	障害者等の少額貯蓄非課税制度の改正	214
	非課税貯蓄申込書及び非課税貯蓄相続申込書に個人番号の記載が不要とされたことに伴い、これらの申込書の提出の際に提示又は送信をすることとされている本人確認書類及び署名用電子証明書等の範囲の見直しが行われました。	
6	告知又は告知書等に記載をすべき事項等の改正	
	(1) 所得税法、租税特別措置法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の規定に基づき氏名、住所及び個人番号の告知又はこれらの事項を記載した告知書等の提出（以下「告知等」といいます。）をする場合に、その告知等を受ける者が、その告知等をする者の個人番号その他一定の事項を記載した帳簿を備えているときは、その告知等をする者は、その者の個人番号の告知又は告知書等への記載は要しないこととされました。	217
	(2) 上記(1)の改正に伴い、告知等をする者が提示又は送信をすることとされている本人確認書類及び署名用電子証明書等の範囲の見直しが行われました。	218
	(3) 特定株式投資信託及び特定不動産投資信託の要件について、支払の取扱者を通じて収益の分配の交付を受ける者は、受託者等に対する個人番号又は法人番号の登録は不要とされました。	218
7	無記名公社債の利子等の帰属に関する特則の廃止	219
	無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の投資信託等の受益証券の元本の所有者以外の者が利子等の支払を受ける場合には、その元本の所有者が利子等の支払を受けるものとみなす措置が廃止されました。	
8	先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の改正	220
	適用対象となる先物取引の範囲から、次の取引が除外されました。	
	(1) 商品先物取引業者以外の者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引	
	(2) 金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者以外の者又は登録金融機関以外の者を相手方として行う店頭デリバティブ取引	
9	特定の取締役等が受ける特定外国新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の廃止	221
	適用期限（平成28年3月31日）の到来をもって廃止されました。	

10	特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の改正	223
	適用対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社で平成28年3月31日までに認定地方公共団体の確認を受けたものが除外されました。	
11	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の改正	224
	(1) 適用対象となる特定新規株式の範囲に、地域再生法に規定する一定の特定地域再生事業を行う株式会社で平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に認定地方公共団体の確認を受けたものにより発行される株式のうち、その確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものが追加されました。	
	(2) 適用対象となる総合特別区域法の指定会社が行う特定地域活性化事業の実施地域について見直しが行われた上、同法の規定に基づく指定会社の指定期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	227
12	金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の改正	228
	適用対象となる金融機関の範囲に、株式会社日本貿易保険が追加されました。	

租税特別措置法等（所得税関係の事業所得等の課税の特例その他）の改正		本文参照頁
1	減価償却制度の改正	233
	平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の減価償却の方法のうち、定率法が廃止されました。	
2	国庫補助金等の総収入金額不算入制度の改正	236
	対象となる国庫補助金等の範囲から、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく独立行政法人空港周辺整備機構、成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社の補助金が除外されました。	
3	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	237
	次の見直しが行われた上で、適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	
	(1) 即時償却に係る措置が適用期限（平成28年3月31日）の到来をもって廃止されました。	
	(2) 税額控除の対象資産から、車両運搬具が除外されました。	

(3) 太陽光発電設備のうち認定発電設備に該当するものの除外など、対象資産の見直し（追加：6設備、除外：9設備）が行われました。	
4 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度）	241
基準雇用者数に係る措置について、税額控除の計算の基礎となる基準雇用者数が地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内に所在する個人の事業所において新たに雇用され、その年12月31日においてその事業所に勤務する無期・フルタイムの雇用者の数とされた上で、適用期限が平成30年まで2年延長されました。	
5 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正	244
上記4の「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別税額控除制度」の適用を受ける年においても適用できることとされました。	
6 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止	245
適用期限（平成28年3月31日及び平成29年3月31日）の到来をもって廃止することとされました。	
7 特定設備等の特別償却制度の改正	246
公害防止用設備の特別償却制度の対象資産からふっ素及びその化合物に含まれる1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタンに係る指定物質等回収設備が除外された上で、適用に係る対象資産の指定期限が平成29年3月31日まで1年延長されました。	
8 特定農産加工品生産設備の特別償却制度の廃止	247
適用期限（平成28年3月31日）の到来をもって廃止されました。	
9 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の改正	247
対象資産を機械装置及び工場用の建物等で障害者が従事する事業所にあるものに限定する等の見直しが行われた上で、適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	
10 サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の改正	249
割増償却割合が10%（耐用年数が35年以上のものについては、14%）に引き下げられた上で、適用期限が平成29年3月31日まで1年延長されました。	
11 倉庫用建物等の割増償却制度の改正	249
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の改正に伴い、対象資産が同法の総合効率化計画のうち同法の特定流通業務施設に関する事項が記載されたものについて認定を受けた事業者が取得等をする倉庫用の建物等及び構築物とされ、貸付けの用に供するものが対象から除外された上で、適用期限が平成30年3月31日まで1年延長されました。	

12 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の改正	251
<p>準備金の積立限度額が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額の80%相当額（改正前：積み立てた金額に相当する金額）とされた上で、適用期限が平成30年まで2年延長されました。</p>	
13 特定災害防止準備金制度の改正	252
<p>準備金の積立限度額が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち、都道府県知事が通知する額に限られることが明確化された上で、適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	
14 探鉱準備金制度の改正	252
<p>その年の12月31日において有する探鉱準備金の金額のうちにその積立てをした年の翌年1月1日から5年（改正前：3年）を経過したものがある場合には、その経過した探鉱準備金の金額を取り崩して、事業所得の金額の計算上総収入金額に算入することとされた上で、適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。</p>	
15 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の改正	253
<p>適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	
16 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の改正	254
<p>相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があった場合等の修正申告の特例の改正等に伴い、申告要件の見直し等が行われました。</p>	
17 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の改正	255
<p>国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の2分の1課税の特例の適用期限が平成30年12月31日まで2年延長されました。</p>	
18 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の改正	256
<p>適用要件に、贈与を受ける内国法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けについてその貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更が行われていることを加えた上で、適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。</p>	
19 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の非課税措置の改正及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の非課税措置の創設	
<p>次に掲げる給付金については、所得税を課さないこととされました。</p>	
(1) 平成28年1月1日において住民基本台帳に記録されている者等のうち、平成28年度分の市町村民税が課されていないもの等に対して平成28年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村から給付される給付金（平成28年度臨時福祉給付金）	257

(2) 平成27年度の予算における臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年3月31日において64歳以上である者に対して平成27年度の補正予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村から支給される給付金（平成27年度年金生活者等支援臨時福祉給付金）	259
(3) 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、国民年金法の障害基礎年金等を受けている者に対して平成28年度の予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村から給付される給付金（平成28年度年金生活者等支援臨時福祉給付金）	260
20 セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の創設	262
<p>医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、居住者が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合においてその居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っているときにおけるその年分の医療費控除については、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円を限度）を、その居住者のその年分の総所得金額等から控除できるとされました。</p>	
21 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の改正	273
(1) 国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものに限り、）に対する寄附金のうち学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であるものが対象に追加されました。	273
(2) その実績判定期間にその公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない事業年度を有する小規模な公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人並びに更生保護法人に係るパブリック・サポート・テストの絶対値要件における実績判定期間内の判定基準寄附者数が年平均100人以上とする要件の当該判定基準寄附者数について、当該事業年度における判定基準寄附者数に1億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額で除して計算することとする要件緩和措置を講ずるとともに、公益社団法人及び公益財団法人並びに更生保護法人に係る絶対値要件について、実績判定期間内の各事業年度における当該判定基準寄附者からの寄附金の額の総額に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が30万円以上であることが追加されました。	277

22 国税通則法の延滞税の計算期間の改正に伴う所要の改正	280
<p>国税通則法の改正による延滞税の計算期間の見直しに伴い、所得税における修正申告の特例に係る同法の規定の適用についても、「期限内申告書又は期限後申告書」を「所得税における修正申告の特例による申告書」として、見直し後の同法を適用することとされました。</p>	
23 農業協同組合法等の改正に伴う所要の改正（農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例等に関する経過措置等の改正）	282
<p>農業協同組合法等の改正に伴い、農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例等に関する経過措置等について所要の整備が行われました。</p>	
24 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	
<p>復興産業集積区域に係る措置について次の見直しが行われた上で、適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	
(1) 建築物整備事業に係る適用対象資産に、地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する事業の用に供する建物及びその附属設備で、一定の要件を満たすものが追加されました。	286
(2) 福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた個人の特別償却限度額及び税額控除率が次のとおり引き下げられました。	287
① 特別償却限度額	
イ 機械装置 その取得価額の50%（平成31年4月1日以後に取得等をしたものについては、34%）相当額（改正前：その取得価額から普通償却額を控除した金額）	
ロ 平成31年4月1日以後に取得等をした建物等及び構築物 その取得価額の17%相当額（改正前：その取得価額の25%相当額）	
② 税額控除率	
イ 平成31年4月1日以後に取得等をした機械装置 10%（改正前：15%）	
ロ 平成31年4月1日以後に取得等をした建物等及び構築物 6%（改正前：8%）	
25 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度の改正	288
<p>平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に、認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の指定を受けた個人がその指定をした認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた復興産業修正区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額に係る税額控除率が7%（改正前：10%）に引き下げられた上で、その指定期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	

<p>26 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度の改正</p> <p>福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた個人の特別償却限度額が開発研究用資産の取得価額の50%（平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得等をしたものについては、34%）相当額（改正前：その取得価額から普通償却額を控除した金額）に引き下げられた上で、適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	289												
<p>27 被災代替資産等の特別償却制度の改正</p> <p>次の見直しが行われた上で、適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>(1) 対象となる被災代替資産等の範囲から、船舶（いわゆる非自航作業船）、航空機、二輪の小型自動車、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車が除外されました。</p> <p>(2) 被災区域の定義について、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった（改正前：東日本大震災により滅失をした）建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属設備の用に供されていた土地の区域とされ、物理的な原因によるもの以外のものも含まれることが明確化されました。</p> <p>(3) 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="0" data-bbox="205 937 1070 1110"> <tr> <td>① 建物等又は構築物</td> <td>中小事業者以外</td> <td>10%（改正前：15%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中小事業者</td> <td>12%（改正前：18%）</td> </tr> <tr> <td>② 機械装置、船舶又は</td> <td>中小事業者以外</td> <td>20%（改正前：30%）</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>中小事業者</td> <td>24%（改正前：36%）</td> </tr> </table>	① 建物等又は構築物	中小事業者以外	10%（改正前：15%）		中小事業者	12%（改正前：18%）	② 機械装置、船舶又は	中小事業者以外	20%（改正前：30%）	車両運搬具	中小事業者	24%（改正前：36%）	290
① 建物等又は構築物	中小事業者以外	10%（改正前：15%）											
	中小事業者	12%（改正前：18%）											
② 機械装置、船舶又は	中小事業者以外	20%（改正前：30%）											
車両運搬具	中小事業者	24%（改正前：36%）											
<p>28 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例の改正</p> <p>適用対象となる事業が東日本大震災からの復興のための事業に限られることが明確化された上で、適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	291												
<p>29 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の改正</p> <p>被災区域内にある土地等又はこれとともに建物若しくは構築物の譲渡をして、その譲渡の日の年において国内にある土地等又は減価償却資産の取得をした場合の措置に係る買換資産が、特定被災区域内又は被災区域内にある土地等又は減価償却資産に限定された上で、適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	292												
<p>30 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の改正</p> <p>適用対象となる東日本大震災復興特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	293												

法人税法等の改正		本文 参照頁
<p>1 法人税率の引下げ</p> <p>普通法人、一般社団法人等及び人格のない社団等に適用される法人税率が、23.9%から23.2%（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度については、23.4%）に引き下げられました。</p>	295	
<p>2 欠損金の繰越控除</p> <p>平成27年度税制改正において措置された欠損金の控除限度額の段階的引下げ等について、次の見直しが行われました。</p> <p>(1) 青色欠損金及び災害損失金の控除限度額の段階的引下げについて、次のとおりとされるとともに、連結欠損金の控除限度額の段階的引下げ等についても、同様とされました。</p> <p>① 法人の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度……欠損金額控除前の所得の金額の100分の60相当額</p> <p>② 法人の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度……欠損金額控除前の所得の金額の100分の55相当額</p> <p>③ 法人の平成30年4月1日以後に開始する事業年度……欠損金額控除前の所得の金額の100分の50相当額</p> <p>(2) 青色欠損金及び災害損失金の繰越期間及び帳簿書類保存要件における保存期間を10年に延長する改正が、法人の平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用することとされるとともに、連結欠損金の繰越期間等を10年に延長する改正についても、同様とされました。</p>	302	
<p>3 減価償却</p> <p>平成28年4月1日以後に取得をされた建物附属設備及び構築物について選定できる償却の方法が、定額法のみとされました。また、同日以後に取得をされた鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物についても、定率法による償却を選定できなくなり、これらの資産につき選定できる償却の方法が、定額法と生産高比例法とのいずれかとされました。その他特別な償却の方法等について、所要の改正が行われました。</p>	308	
<p>4 その他</p> <p>(1) 公共法人となる独立行政法人のうち平成28年4月1日に統廃合等が行われる独立行政法人の法人及び根拠法の名称について、所要の改正が行われました。</p> <p>(2) 公益法人等について、使用済燃料再処理機構が追加されるとともに、漁船保険中央会、全国農業会議所、都道府県農業会議及び農業協同組合中央会が除外されました。また、収益事業から除外される事業に、物品販売業</p>	314 315	

のうち国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布業務として行うものが、収益事業から除外されている民間都市開発推進機構が参加業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業の対象施設に、都市再生特別措置法の整備計画に記載された国際競争力強化施設が、それぞれ追加されました。

(3) 組織再編税制について、次の見直しが行われました。

- | | |
|--|-----|
| ① 分割型分割に、分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される分割が追加されるとともに、合併及び分割による資産等の時価による譲渡について、その追加される分割の分割法人がその分割承継法人からその分割対価資産をその時の価額により取得し、直ちにその分割対価資産をその分割法人の株主等に交付したものとすることとされました。 | 322 |
| ② 適格現物出資の対象となる現物出資について、外国法人に国内資産等の移転を行う現物出資のうちその国内資産等の全部がその移転によりその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる一定の現物出資が追加されるとともに、外国法人が他の外国法人に国外資産等の移転を行う現物出資のうちその国外資産等の全部又は一部がその移転によりその他の外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる現物出資及び内国法人が外国法人に特定国外資産等の移転を行う現物出資のうちその特定国外資産等の全部がその移転によりその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる現物出資以外の現物出資が除外されました。 | 323 |
| ③ 共同で事業を営むための分割について、対象となる分割に、分割に係る分割法人の全てが資本又は出資を有しない法人である分割型分割が追加されるとともに、その分割型分割に係る適格要件の判定においては、株式継続保有要件を除外して判定することとされました。 | 325 |
| ④ 共同で事業を営むための株式交換又は株式移転の適格要件のうち役員継続要件について、その株式交換又は株式移転前の株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人若しくは他の株式移転完全子法人のそれぞれの特定役員の全てがその株式交換又は株式移転に伴って退任をするものでないこととされました。 | 326 |
| ⑤ 共同で事業を営むための合併、分割又は株式移転の適格要件、共同で事業を営むための株式交換又は株式移転の適格要件のうち事業継続要件及び適格株式移転における支配関係継続要件について、所要の規定の明確化が行われました。 | 326 |
| ⑥ 株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人が適格株式交換又は適格株式移転により取得をしたその適格株式交換又は適格株式移転の直前に | 328 |

において株主の数が50人以上である株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の取得価額について、その株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の前期末時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額に相当する金額とすることとされました。

- (4) 役員給与の損金不算入について、次の見直しが行われました。 333
- ① 届出が不要となる事前確定届出給与の対象となる給与に、役員の職務につき、その職務の執行の開始の日から1月を経過する日までにされる株主総会等の決議によりその決議の日から1月を経過する日までにその役員に生ずる債権の額に相当する特定譲渡制限付株式を交付する旨の定めをした場合におけるその定めに基づいて交付される特定譲渡制限付株式による給与及びその特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式による給与が追加されました。
- ② 利益連動給与の算定の基礎となる利益の状況を示す指標が、利益の額、利益の額に有価証券報告書に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の利益に関する指標であることについて、規定の明確化が行われました。
- (5) 寄附金の損金不算入について、指定寄附金に、学校法人が設置する義務教育学校を行う教育に相当する内容の教育を行う各種学校の敷地、校舎その他附属設備に充てるために支出されるその学校法人に対する寄附金が追加されました。 336
- (6) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入について、対象となる国庫補助金等につき、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく独立行政法人空港周辺整備機構、成田国際空港株式会社又は新関西国際空港株式会社の補助金及び電波法に基づく指定周波数変更対策機関の給付金が除外されるとともに、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金のうち一定の鉄道施設等の整備に充てられるものが追加されました。 337
- (7) 貸倒引当金について、対象となる銀行又は保険会社に準ずる内国法人に、株式会社日本貿易保険が追加されました。 340
- (8) 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例として、内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において、その役務の提供に係る費用の額につきその対価として特定譲渡制限付株式が交付されたとき（承継譲渡制限付株式が交付されたときを含みます。）は、その役務の提供を受ける内国法人は、その個人においてその役務の提供につき給与等課税事由が生じた日においてその役務の提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用することとする措置が講じられました。 341

<p>(9) 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算について、その普通法人の累積所得金額から控除する措置の対象となる場合に、その普通法人が救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画に係る認定を受けた医療法人である場合が、その対象となる金額に、移行日以後にその実施のために支出される金額が、それぞれ追加されました。</p>	351
<p>(10) 確定給付企業年金等の掛金等の損金算入について、対象となる掛金に、確定給付企業年金を実施している事業主が2以上である場合等の実施事業所の減少の特例に係る掛金が追加されました。</p>	363
<p>(11) 特定同族会社の特別税率（留保金課税）について、留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額を計算する場合における法人税額からその法人税額に係る税額控除額を控除した金額に乗ずる割合が、10.4%（改正前：16.3%）に引き下げられるとともに、その割合を乗じて計算した金額につき、特定同族会社がその事業年度において支出した特定寄附金につき道府県民税及び市町村民税の額から控除される金額がある場合には、その計算した金額からその特定寄附金に係る税額控除額として計算した金額を控除した金額とすることとされました。</p>	365
<p>5 地方法人税率の引上げ等</p>	381
<p>地方法人税率が、10.3%（改正前：4.4%）に引き上げられるとともに、連結納税の承認を取り消された場合の法人税額の調整（取戻し課税）の適用がある場合の地方法人税の個別帰属額の計算のうち加算調整額に含める金額の計算における割合等について、所要の改正が行われました。</p>	

租税特別措置法等（法人税関係）の改正	本文 参照頁
<p>1 税額控除関係</p>	
<p>(1) 環境関連投資促進税制について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	390
<p>① 特定エネルギー環境負荷低減推進設備等についての即時償却に係る措置は、その適用期限（平成28年3月31日）の到来をもって廃止されました。</p>	
<p>② 車両運搬具が、税額控除の対象から除外されました。</p>	
<p>③ 対象資産のうち新エネルギー利用設備等に、太陽光発電設備のうち認定発電設備に該当しないものその他5設備が追加されました。</p>	
<p>④ 対象資産から次の資産が除外されました。</p>	
<p>イ 太陽光発電設備のうち認定発電設備に該当するもの</p>	

ロ 新エネルギー利用設備等のうち水熱利用設備その他3設備	
ハ 二酸化炭素排出抑制設備等のうち電気自動車専用急速充電設備その他2設備	
ニ エネルギー使用制御設備	
(2) 中小企業投資促進税制について、生産性向上設備投資促進税制が廃止されることに伴う所要の整備が行われました。	442
(3) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	394
① 一定の機械装置及び開発研究用器具備品で、中核的な特定事業の用に供されるものについて、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（即時償却）ができる措置が廃止されました。	
② 繰越税額控除限度超過額に係る税額控除が廃止されました。	
(4) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	396
① 機械装置及び開発研究用器具備品の特別償却割合が40%（改正前：50%）に、建物等及び構築物の特別償却割合が20%（改正前：25%）に、それぞれ引き下げられました。	
② 機械装置及び開発研究用器具備品の税額控除割合が12%（改正前：15%）に、建物等及び構築物の税額控除割合が6%（改正前：8%）に、それぞれ引き下げられました。	
③ 繰越税額控除限度超過額に係る税額控除が廃止されました。	
(5) 雇用促進税制について、次の改正が行われました。	
① 基準雇用者数に係る措置について、税額控除限度額の計算の基礎となる基準雇用者数が地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内に所在する法人の事業所において新たに雇用され、その事業年度終了の日においてその事業所に勤務する次の要件を満たす雇用者の数（以下「特定地域基準雇用者数」といいます。）とされた上、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。なお、特定地域基準雇用者数は、その事業所のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数及びその法人の基準雇用者数が上限とされています。	400
イ その法人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること。	
ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと。	
② 本制度の適用を受ける法人が適用年度において行われた合併に係る合	402

併法人又は適用年度において行われた分割等に係る分割法人等若しくは分割承継法人等に該当する場合のその法人の雇用者の数が零であるかどうかの判定並びに基準雇用者数及び基準雇用者割合の計算について、所要の見直しが行われました。	
(6) 青色申告書を提出する法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日（平成28年4月20日）から平成32年3月31日までの間に、地域再生法の認定地方公共団体が行った同法のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金（特定寄附金）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度において、その支出した特定寄附金の額の合計額の20%相当額からその特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税の額から控除される金額として一定の方法により計算した金額を控除した金額（その金額がその事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の10%相当額を超える場合には、その合計額の10%相当額）の税額控除（特別控除税額は、当期の調整前法人税額の5%相当額を上限とします。）ができる制度が創設されました。	409
(7) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度における認定経営革新等支援機関に準ずるものについて、都道府県農業会議が除外された上、農業協同組合中央会を存続中央会とする規定の整備が行われました。	434
(8) 所得拡大促進税制について、雇用促進税制との重複適用禁止措置が廃止され、雇用促進税制の特定地域基準雇用者数等の算定の基礎となった者に対する給与等の支給額を本制度による税額控除限度額の算定の基礎となる雇用者給与等支給増加額から控除した上で同一事業年度において本制度と雇用促進税制の両方を適用することができることとされました。	437
(9) 生産性向上設備投資促進税制は、その適用期限（平成28年3月31日及び平成29年3月31日）の到来をもって廃止することとされました。	441
2 特別償却関係	
(1) 特定設備等の特別償却制度について、次の改正が行われました。	443
① 公害防止用設備の特別償却について、対象となる公害防止用設備から土壤汚染対策法施行令のふっ素及びその化合物に含まれる1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタンに係る指定物質等回収設備が除外された上、その適用期限が平成29年3月31日まで1年延長されました。	
② 船舶の特別償却について、対象となる外航船舶の二酸化炭素放出抑制指標の値に係る要件が見直されました。	
(2) 特定農産加工品生産設備の特別償却制度は、その適用期限（平成28年3月31日）の到来をもって廃止されました。	446
(3) 特定信頼性向上設備等の特別償却制度について、次の見直しが行われま	448

した。

- ① 特定信頼性向上設備に係る措置について、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の実施計画（地域特定電気通信設備供用事業の実施に関するものに限り。）の認定を受けた法人が取得等をする特定電気通信設備に係る措置とした上、その適用期限が平成30年3月31日まで1年10月延長されました。
- ② 災害対策用基幹放送設備等に係る措置は、その適用期限（平成28年3月31日）の到来をもって廃止されました。
- (4) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。 455
 - ① 対象となる資産が、機械装置及び工場用の建物等で、障害者が労働に従事する事業所にある一定のものに限定されました。
 - ② 障害者の範囲が、障害者の雇用の促進等に関する法律の身体障害者、知的障害者及び精神障害者とされました。
 - ③ 圧縮記帳の特例との重複適用ができないこととされる等の見直しが行われました。
- (5) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度について、割増償却割合が次のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じそれぞれ次のとおり引き下げられた上、その適用期限が平成29年3月31日まで1年延長されました。 457
 - ① 耐用年数が35年未満であるもの：10%（改正前：14%）
 - ② 耐用年数が35年以上であるもの：14%（改正前：20%）
- (6) 倉庫用建物等の割増償却制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成30年3月31日まで1年延長されました。 458
 - ① 対象法人が、青色申告書を提出する法人で特定総合効率化計画について物流効率化法の認定を受けたものとされました。
 - ② 対象資産である倉庫用建物等について、物流効率化法の認定を受けた特定総合効率化計画に記載された特定流通業務施設である倉庫用の建物等及び構築物のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもので、耐火建築物又は準耐火建築物に該当するものとされるとともに、貸付用のものが対象資産から除外されました。
- 3 準備金等関係**
- (1) 海外投資等損失準備金制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。 463
 - ① 資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の特定株式会社等に係る準備金の積立率が70%（改正前：90%）に引き下げられました。

- ② 資源開発事業法人及び資源探鉱事業法人に外国政府が含まれないこと等が明確化されました。
- (2) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度について、準備金の積立限度額が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額の80%相当額（改正前：積み立てた金額に相当する金額）とされた上、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。 464
- (3) 特定災害防止準備金制度について、準備金の積立限度額が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち、都道府県知事が通知する額に限られることが明確化された上、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。 465
- (4) 新幹線鉄道大規模改修準備金制度は、廃止されました。 467
- (5) 使用済燃料再処理準備金制度について、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部改正に伴い、制度を廃止することとされました。また、これに伴い、平成17年改正の経過措置を廃止することとされました。 468
- (6) 保険会社等の異常危険準備金制度について、火災等共済組合等の共済の洗替保証限度率等が、再共済を行う協同組合連合会にあっては60%（改正前：75%）に、その他の協同組合にあっては45%（改正前：60%）に、それぞれ引き下げられた上、火災保険等に係る積立率の特例及び火災等共済組合等の共済に係る積立率の特例の適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。 470
- (7) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。 472
- ① 前事業年度等から繰り越された準備金の金額がある場合における益金の額に算入する準備金の金額は、積立事業年度終了の日の翌日から5年（改正前：3年）を経過した準備金の金額とされました。
- ② 海外探鉱準備金に係る措置における海外自主開発法人の認定に係る要件について、次の見直しが行われました。
- イ 「その国内鉱業者等の役員及びその国内鉱業者等又はその国内鉱業者等がその発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の95%以上を有している他の会社の技術者が派遣されていること」との要件について、役員の派遣に代えてその国内鉱業者等の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣されている場合も本要件を満たすこととされるとともに、技術者から重要な使用人が除外されました。
- ロ 「国内鉱業者等から20%以上かつ国内鉱業者等及び共同出資法人から25%以上の出資又は長期の資金の貸付けを受けていること」との要

件について、国内鉱業者等からの長期の資金の貸付けが除外されました。

③ 新鉱床探鉱費の範囲から長期の資金の貸付けが除外されました。

(8) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除制度について、次の見直しが行われました。 474

① 損金算入限度額となる所得の金額から、青色欠損金額等がその青色欠損金額等のうちその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を超える部分の金額を控除することとされました。

② 外国法人への出資について、本制度と海外投資等損失準備金制度との重複適用ができないことが明確化されました。

③ 新鉱床探鉱費の範囲から長期の資金の貸付けが除外されました。

(9) 農業経営基盤強化準備金制度について、農業生産法人が農地所有適格法人に名称変更されたこと等に伴い、対象法人が農地所有適格法人とされました。 475

4 土地税制関係

(1) 法人の（一般の）土地の譲渡等がある場合の特別税率について、適用除外となる棚卸資産の譲渡の範囲に、防災街区計画整備組合が行う第一種市街地再開発事業による個別利用区内の宅地等の譲渡が追加されました。 479

(2) 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の改正が行われました。 484

① 第一種市街地再開発事業の施行による個別利用区内の宅地への権利変換を希望しない旨の申出に基づき補償金を取得する場合において、適用対象となる「やむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をしたと認められる場合」は、従前の建築物が用途制限につき既存不適格である場合に該当するときとされました。

② 適用対象から除かれる「再開発会社が施行者となる第一種市街地再開発事業の施行に伴い、その再開発会社の株主又は社員である者の有する資産の取壊し等をしなければならなくなった場合において、その資産につき損失補償金を取得するとき」における、その再開発会社の株主又は社員から除かれる者に、指定宅地又はその使用収益権を有する者で権利変換により個別利用区内の宅地又はその使用収益権を与えられることとなるものが追加されました。

③ 簡易証明制度について、次の改正が行われました。

イ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業のために買い取られる土地及び土地の上に存する資産に係る取用換地等の証明書について、引き続き取用換地等の証明書を発行することができることとするとともに、その取用換地等の証明書は、その証明の日が平成

31年3月31日以前であるものに限定することが租税特別措置法施行規則に規定されました。

ロ 電気事業者が設置する施設に係る部分について、風力又は太陽光による発電施設に係る措置を除外するとともに、送電施設又は変電施設を一般送配電事業又は送電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限ることとされました。

(3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、適用対象に、第一種市街地再開発事業が施行された場合においてその資産に係る権利変換により個別利用区内の宅地又はその使用収益権を取得するときに追加されました。 488

(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度について、農業生産法人が農地所有適格法人に名称変更されたこと等に伴い、対象法人が農地所有適格法人とされました。 494

(5) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しが行われました。 496

① 既成市街地等内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換えに係る措置について、都市再開発法の改正により第一種市街地再開発事業において個別利用区内の宅地への権利変換が可能とされることに伴い、個別利用区の設定が行われる第一種市街地再開発事業が対象とされるとともに、再開発会社が取得する個別利用区内の宅地が買換資産に該当しない資産とされました。

② 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備が行われました。

5 その他の特別措置関係

(1) 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において国家戦略特別区域法の指定を受けた法人に該当するもの（国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日から平成30年3月31日までの間に国家戦略特別区域法の指定を受けたものに限ります。）が、国家戦略特別区域内において行われる特定事業に係る所得の金額を有する場合には、その設立の日から5年間、その金額の20%相当額の所得控除ができる制度が創設されました。 498

(2) 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例は、その指定の期限（平成28年3月31日）の到来をもって廃止されました。 502

(3) 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長された上、国際課税原則の帰属主義への変更に伴う所要の整備が行われました。 503

(4) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例について、国際課税原則の帰属主義への変更に伴う所要の整備が行われました。 503

- 属主義への変更に伴い、外国法人の本制度の対象となる金銭の支出について所要の整備が行われました。
- (5) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例について、
特定非営利活動促進法の一部改正により「仮認定特定非営利活動法人」の
名称を「特例認定特定非営利活動法人」に改めることとされたことに伴い、
本制度の対象となる寄附先の法人である仮認定特定非営利活動法人を特例
認定特定非営利活動法人とする所要の整備が行われました。 523
- (6) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適
用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。 523
- (7) 社会保険診療報酬の所得の計算の特例について、対象となる事業年度か
ら法人税法第64条の4第3項の規定の適用を受けた医療法人の救急医療等
確保事業に係る業務を実施する一定の事業年度が除外されました。 504
- (8) 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例について、農業生
産法人が農地所有適格法人に名称変更されたこと等に伴い、対象法人が農
地所有適格法人とされました。 506
- (9) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、
対象法人が中小企業者等のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の
法人に限定された上、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長され
ました。 508
- (10) 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場
合の評価損益等の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限
が平成31年3月31日まで3年延長されました。 511
- ① 対象となる法人の範囲が、金融機関から受けた事業資金の貸付けにつ
き、その貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、中小企業者等
に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日
(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受
けたものに限定されました。
- ② 対象となる事実に係る再建計画の要件について、次の見直しが行われ
ました。
- イ その再建計画を作成する際によるべきこととされる準則の要件に、
再生債権の取得対価の額が適正であることにつき確認をする手続の定
めがあることが追加されました。
- ロ イの改正に伴い、その再建計画に定めるべき事項から再生債権の取
得対価の額が除外されました。
- ③ 確定申告書に添付すべき書類及びその記載事項について、次の見直し
が行われました。
- イ 確定申告書の添付書類に、その貸付けに係る債務の弁済の負担を軽

減するため中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたことを明らかにする書類が追加されました。

ロ 第三者による確認書類の記載事項に再生債権の取得対価の額が適正であることを確認したことが追加されました。

ハ 再建計画に係る計画書の記載事項から再生債権の取得対価の額及びその算定根拠を明らかにする事項が除外されました。

(11) 投資法人に係る課税の特例について、次の見直しが行われました。

514

① 事業年度終了の時ににおいて有する一定の特定資産の総資産に対する割合が2分の1超であることとの要件について、次の見直しが行われました。

イ 特定資産のうち匿名組合契約等に係る権利が、主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを約するものに限定されました。

ロ 特定資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間が、再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年（改正前：10年）以内に終了する各事業年度とされました。

② 支払配当等の額が配当可能利益の額の100分の90相当額を超えていることとの要件における配当可能利益の額について、原則として純資産控除項目の額のうち前期繰越利益の額を超える部分の金額を控除する等の調整措置が講じられました。

(12) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、対象となる合併から農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併が除外された上、その適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。

522

(13) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、事業年度終了の時ににおいて有する一定の特定資産の総資産に対する割合が2分の1超であることとの要件における特定資産のうち匿名組合契約等に係る権利が、主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを約するものに限定されました。

522

6 震災税特法関係

(1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度のうち復興産業集積区域に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。

524

① 対象となる建築物整備事業の用に供する建物等の範囲に、地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する事業の用に供する建

物等で一定の要件を満たすものが追加されました。

- ② 機械装置並びに建物等及び構築物の特別償却限度額が次のとおりとされました。なお、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供した機械装置並びに建物等及び構築物の特別償却限度額については、従前と同様とされています。

イ 機械装置：その取得価額の50%（平成31年4月1日以後に取得等をしたものについては、34%）相当額（改正前：その取得価額から普通償却限度額を控除した金額）

ロ 平成31年4月1日以後に取得等をした建物等及び構築物：その取得価額の17%相当額（改正前：その取得価額の25%相当額）

- ③ 平成31年4月1日以後に取得等をした機械装置並びに建物等及び構築物の税額控除率が次のとおりとされました。なお、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供した機械装置並びに建物等及び構築物の税額控除率については、従前と同様とされています。

イ 機械装置：10%（改正前：15%）

ロ 建物等及び構築物：6%（改正前：8%）

- (2) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度について、平成31年4月1日以後に認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の指定を受けた法人がその指定をした認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額に係る税額控除率が7%（改正前：10%）に引き下げられた上、法人指定の期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。

528

- (3) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度について、特別償却限度額がその取得価額の50%（平成31年4月1日以後に取得等をしたものについては、34%）相当額（改正前：その取得価額から普通償却限度額を控除した金額）に引き下げられた上、その適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。なお、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興産業集積区域内において開発研究の用に供した開発研究用資産の特別償却限度額については、従前と同様とされています。

528

- (4) 被災代替資産等の特別償却制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。

530

- ① 被災代替資産の範囲から、非自航作業船、航空機、二輪の小型自動車、

検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車及び鉄道車両が除外されました。

② 建物等及び構築物の特別償却割合が10%（中小企業者等については、12%）（改正前：15%（中小企業者等については、18%））に、機械装置、船舶及び車両運搬具の特別償却割合が20%（中小企業者等については、24%）（改正前：30%（中小企業者等については、36%））に、それぞれ引き下げられました。

③ 被災区域の定義について、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域とされ、物理的な原因によるもの以外のものも含まれることが明確化されました。

(5) 再投資等準備金制度について、次の見直しが行われた上、法人指定の期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。

531

① 中小企業者等については、指定があった日を含む事業年度において3,000万円以上の投資をしていない場合であっても、指定があった日を含む事業年度開始の日から3年間で5,000万円以上の投資をしている場合には、その投資額の累計が5,000万円に達した事業年度以後の各事業年度（その達した事業年度からその指定があった日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度に限ります。）において本制度を適用できることとされました。

② 準備金の取崩期間が60月（5年）（改正前：120月（10年））とされました。

(6) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度（2,000万円特別控除制度）の特例について、対象となる事業は東日本大震災からの復興のための事業に限られることが明確化された上、その適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。

532

(7) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。

533

① 被災区域である土地等又はその土地の区域内にある建物等若しくは構築物からの買換えに係る買換資産が次の資産に限定されました。

イ 東日本大震災復興特別区域法の特定被災区域内にある土地等又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産

ロ 被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

② 被災区域の定義について、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及びその建物又は

構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域とされ、物理的な原因によるもの以外のものも含まれることが明確化されました。

租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正	本文参照頁
<p>1 農地の納税猶予制度の見直し</p>	
<p>(1) 特例適用農地等に区分地上権が設定された場合においても、農業相続人等がその特例適用農地等の耕作を継続しているときは、納税猶予の期限は確定しないこととされました。</p>	538
<p>(2) 贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について、農地中間管理事業のために貸し付ける場合にあっては、受贈者の納税猶予の適用期間要件（改正前：10年以上（貸付け時において65歳未満の場合には、20年以上））は適用しないこととされました。</p>	539
<p>(3) 贈与税の納税猶予の適用を受けることができる者を認定農業者等に限ることとされました。</p>	540
<p>(4) 農地法の改正に伴い、農業生産法人制度の見直しに伴う所要の措置が講じられました。</p>	541
<p>2 信託に関する調書の提出範囲の見直し</p>	542
<p>株式を発行した法人等を委託者とする金銭の信託契約であって、その信託契約に係る信託の受託者が、当該株式の取得をするとともに、当該委託者の従業員等に勤続年数その他の事由を勘案して定められた基準に応じて当該株式の交付を行うことを定める規則に従い当該株式の交付を行うこととされている信託等（いわゆる「日本版ESOP信託」）については、信託に関する受益者別（委託者別）調書の提出が不要とされました。</p>	
<p>3 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の資金使途の明確化</p>	545
<p>直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その対象となる不妊治療に要する費用に薬局に支払われるものが含まれること等が明確化されました。</p>	
<p>4 贈与税の配偶者控除の添付書類の見直し</p>	546
<p>贈与税の配偶者控除について、その適用を受けるための申告書に添付すべき登記事項証明書が、居住用不動産を取得したことを証する書類に変更されました。</p>	

5 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の見直しに伴う所要の措置 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の見直しに伴い、相続税及び贈与税の納税義務等について所要の措置が講じられました。	547
6 国税通則法の改正に伴う所要の措置 国税通則法の改正に伴い、相続税及び贈与税の義務的修正申告に係る規定について所要の措置が講じられました。	551

租税特別措置法等（登録免許税関係）の改正	本文参照頁
1 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税措置の創設 一定の復興整備事業が実施される一定の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間に当該復興整備事業の用に供するため当該土地に関する権利を当該被災市町村に対し交換により譲渡し、当該交換により当該区域外の土地の所有権を取得した場合における当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置が講じられました。	554
2 認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置の改正	
(1) 産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等又は認定中小企業承継事業再生計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用対象から認定中小企業承継事業再生計画に係る登記が除外された上、その適用期限が2年延長されました。	557
(2) 特定創業支援事業による支援を受けて行う株式会社の設立の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の措置が講じられた上、その適用期限が2年延長されました。	557
① 適用対象に次に掲げる会社の設立の登記が加えられ、当該登記に対する登録免許税の税率がそれぞれ次のとおり軽減されました。	
イ 合名会社又は合資会社 1件につき3万円（本則：1件につき6万円）	
ロ 合同会社 1,000分の3.5（最低税額3万円）（本則：1,000分の7（最低税額6万円））	
② 事業を開始した日以後5年を経過していない個人が特定創業支援事業による支援を受けた場合における会社の設立の登記が適用対象に加えられました。	

<p>3 国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の改正</p> <p>国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の適用要件の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長されました。</p> <p>(1) 総トン数1万t以上の国際船舶に限定されました。</p> <p>(2) 建造された日から5年を経過していないことに代えて、寄港国検査（いわゆる「ポートステートコントロール」）による拘留実績がないこととされました。</p>	558
<p>4 株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例の改正</p> <p>株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の特例に係る適用期間の延長の特例について、その適用期限が平成33年3月31日（税率を2分の1等とする部分は、平成31年3月31日）まで延長されました。</p>	559
<p>5 租税特別措置等の適用期限の延長</p> <p>(1) 次に掲げる租税特別措置等の適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>① 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置（措法74）</p> <p>② 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置（措法74の2）</p> <p>③ 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減措置（措法74の3）</p> <p>④ マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置（措法76）</p> <p>⑤ 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（措法77の2）</p> <p>⑥ 預金保険法に規定する第1号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定等に基づく預金保険機構による金融機関等の株式の引受け等に係る資本金の額の増加の登記等の税率の軽減措置（措法80③）</p> <p>⑦ 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（措法81）</p> <p>⑧ 東日本大震災により被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等の免税措置（震災税特法40の3）</p> <p>⑨ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税措置（震災税特法40の4）</p> <p>(2) 経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減措置の適用期限が平成29年</p>	560
	560

3月31日まで1年延長されました（措法80の2）。	
(3) 特定の社債の受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税措置の適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました（措法83の4）。	560
(4) 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税措置の適用期限が平成35年3月31日まで7年延長されました（措法84の2）。	560
6 租税特別措置等の廃止	560
次に掲げる租税特別措置等は、適用期限の到来をもって廃止されました。	
① 特定空港運営事業に係る公共施設等運営権の設定登録の税率の軽減措置（旧措法82①）	
② 信託会社等が地方公共団体との信託契約に基づき建築する特定施設に係る土地等の所有権の信託登記の免税措置（旧震災税特法40の5）	
7 市街地再開発事業の施行に必要な登記に係る登録免許税の非課税措置の拡充	561
市街地再開発事業の拡充後も、市街地再開発事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記に対する登録免許税の非課税措置を適用することとされました。	

国際課税関係の改正	本文参照頁
1 国外関連者との取引に係る課税の特例等の改正	
(1) 国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）の改正	
① 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類に関する同時文書化義務	569
法人が当該事業年度において国外関連者との間で国外関連取引を行った場合には、当該国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる一定の書類（電磁的記録を含みます。）を、当該事業年度の確定申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、当該確定申告書の提出期限の翌日から、7年間（欠損金額が生じた事業年度に係る書類にあっては、10年間（注））、納税地等に保存しなければならないこととされました。	
（注）平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る書類については、9年間とされています。	
② 同時文書化義務が免除される国外関連取引	572

法人が当該事業年度の前事業年度等において一の国外関連者との間で行った国外関連取引が次のイ及びロのいずれにも該当する場合等には、当該法人が当該事業年度において当該一の国外関連者との間で行った国外関連取引に係る上記①の書類（電磁的記録を含みます。）については、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類に係る上記①による作成、取得、保存の義務（④において「同時文書化義務」といいます。）は免除することとされました。

イ 一の国外関連者との間で行った国外関連取引につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が50億円未満であること。

ロ 一の国外関連者との間で行った国外関連取引（特許権、実用新案権等の無形固定資産その他の無形資産の譲渡又は貸付け等の取引に限ります。）につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が3億円未満であること。

③ 国外関連者が保存する帳簿書類の入手努力義務

573

国税庁、国税局又は税務署の当該職員から国外関連者が保存する帳簿書類の提出等を求められた法人の当該帳簿書類の入手に努めなければならぬこととする努力義務規定が削除されました。

④ 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の提出等がない場合の推定課税及び同業者調査の要件の明確化

573

575

イ 同時文書化対象国外関連取引に係る推定課税及び同業者調査

次に掲げる場合に該当するときは、所定の方法により算定した金額を独立企業間価格と推定した課税（④において「推定課税」といいます。）及び同種の事業を営む者に対する質問検査（④において「同業者調査」といいます。）を行うことができることとされました。

(イ) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員が、法人に同時文書化義務のある国外関連取引（④において「同時文書化対象国外関連取引」といいます。）に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる一定の書類（電磁的記録を含みます。）の提出等を求めた場合において、その提出等を求めた日から45日を超えない範囲内においてその提出等の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提出等がなかったとき。

(ロ) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員が、法人に同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる一定の書類（電磁的記録を含みます。）の提出等を求めた場合において、その提出等を求めた日から60日を超えない範囲内におい

てその提出等の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提出等がなかったとき。

ロ 同時文書化免除国外関連取引に係る推定課税及び同業者調査

国税庁、国税局又は税務署の当該職員が、法人に同時文書化義務のない国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる一定の書類（電磁的記録を含みます。）の提出等を求めた場合において、その提出等を求めた日から60日を超えない範囲内においてその提出等の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提出等がなかったときは、推定課税及び同業者調査を行うことができることとされました。

- ⑤ 外国法人の内部取引に係る課税の特例、内国法人の国外所得金額の計算の特例、連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例、連結法人の連結国外所得金額の計算の特例、非居住者の内部取引に係る課税の特例及び居住者の国外所得金額の計算の特例に係る文書化制度について、上記①から④までと同様の改正が行われました。 577

(2) 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供制度の創設

- ① 最終親会社等又は代理親会社等による国別報告事項の提供 578

特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人（最終親会社等又は代理親会社等に該当するものに限ります。）は、当該特定多国籍企業グループの事業が行われる国又は地域ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額等の国別報告事項（(2)において「国別報告事項」といいます。）を、各最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、所轄税務署長に提供しなければならないこととされました。

- ② 最終親会社等及び代理親会社等以外の構成会社等による国別報告事項の提供 585

特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人（最終親会社等又は代理親会社等に該当するものを除きます。）又は当該構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、最終親会社等（代理親会社等を指定した場合には、代理親会社等）の居住地国の税務当局が国別報告事項に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められる所定の場合に該当するときは、当該特定多国籍企業グループの国別報告事項を、各最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、所轄税務署長に提供しなければならないこととされました。

- ③ 最終親会社等届出事項の提供 589

特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は当該構成会

社等である恒久的施設を有する外国法人は、当該特定多国籍企業グループの最終親会社等届出事項を、各最終親会計年度終了の日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、所轄税務署長に提供しなければならないこととされました。

④ 国別報告事項の不提供に係る罰則

591

正当な理由がなく国別報告事項をその提供の期限までに税務署長に提供しなかった者は、30万円以下の罰金が科されることとされました。ただし、情状によりその刑を免除することができることとされています。

(3) 特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供制度の創設

① 事業概況報告事項の提供

592

特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は当該構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、当該特定多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況等の事業概況報告事項（②において「事業概況報告事項」といいます。）を、各最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、所轄税務署長に提供しなければならないこととされました。

② 事業概況報告事項の不提供に係る罰則

595

正当な理由がなく事業概況報告事項をその提供の期限までに税務署長に提供しなかった者は、30万円以下の罰金が科されることとされました。ただし、情状によりその刑を免除することができることとされています。

2 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）の改正

(1) 適用除外基準の適用方法の整備

598

① 特定外国子会社等（一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている特定外国子会社等で保険業法第219条第1項に規定する引受社員に該当するものに限ります。（1）において「特定保険外国子会社等」といいます。）の実体基準及び管理支配基準の判定について、その特定外国子会社等に係る特定保険協議者（特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者で一定の要件を満たす特定外国子会社等をいいます。（2）において同じです。）が実体基準又は管理支配基準を満たしている場合には、その特定外国子会社等も実体基準又は管理支配基準を満たすこととされました。

② 非関係者基準の判定について、特定外国子会社等が保険業を主たる事業とする特定保険協議者に該当する場合には、その特定外国子会社等に係る特定保険外国子会社等を関係者の範囲から除外することとされました。

(2) 外国子会社合算税制の適用に係る外国税額控除の整備	599
<p>特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国税額の控除を行う場合における調整適用対象金額の計算について、調整適用対象金額の計算上加算することとされる適用対象金額の計算上控除される配当等の額は、その特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の課税標準に含まれるものに限ることとされました。</p>	
3 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施のための改正	
(1) 法人税法関係	
① 内国法人の外国税額控除	
イ 国外源泉所得（貸付金利子等）の範囲	600
<p>国外源泉所得である貸付金利子等の範囲から短期売掛債権等に係る利子を除外する規定を削除することとされました。</p>	
ロ 各種国外源泉所得への該当性の優先関係	601
<p>各種の国外源泉所得について、ある所得が国外事業所等帰属所得に該当する場合には、その他の種類の国外源泉所得に該当しないこととする優先関係を定める規定が削除され、各種の国外源泉所得該当性の判定の段階では、国外事業所等帰属所得とその他の種類の国外源泉所得の重複を排除しないこととされました。</p>	
ハ 国外所得金額の計算	602
イ 国外所得金額	
<p>国外所得金額は、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額とその他の国外源泉所得に係る所得の金額の合計額とされていますが、この合計額が零を下回る場合には、零とする旨が明確化されました。</p>	
ロ 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額	
<p>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額は、内国法人の当該事業年度の国外事業所等を通じて行う事業に係る益金の額から当該事業年度の当該事業に係る損金の額を減算した金額とされ、マイナスの金額が算出される場合には、そのマイナスの金額とその国外事業所等以外の他の国外事業所等に関する国外事業所等帰属所得に係る所得の金額やその他の国外源泉所得に係る所得の金額を通算することで国外所得金額を計算する旨が明確化されました。</p>	
② 外国法人の法人税	
イ 課税所得の範囲の変更等	604
<p>外国法人（過去に恒久的施設を有していた外国法人に限ります。）が適格合併等により 恒久的施設を有することとなった場合には、その外国法人が過去に有していた恒久的施設に係る欠損金の繰越控除の適用等が認められない旨が明確化されました。</p>	

ロ 恒久的施設帰属資本相当額の計算	606
外国銀行等以外の外国法人の恒久的施設帰属資本相当額の計算について、連結資本配賦法及び連結資本配賦簡便法を用いることができないこととされる場合に、外国銀行等以外の外国法人の属する企業集団の連結貸借対照表がない場合が追加されました。	
ハ 確定申告書等の書式等の整備	607
外国法人に係る中間申告書及び確定申告書の書式や記載事項について所要の整備が行われました。	
(2) 所得税法関係	
① 居住者の外国税額控除	
イ 国外源泉所得（貸付金利子等）の範囲	609
国外源泉所得である貸付金利子等の範囲から短期売掛債権等に係る利子を除外する規定を削除することとされました。	
ロ 各種国外源泉所得への該当性の優先関係	610
各種の国外源泉所得について、ある所得が国外事業所等帰属所得に該当する場合には、その他の種類の国外源泉所得に該当しないこととする優先関係を定める規定が削除され、各種の国外源泉所得該当性の判定の段階では、国外事業所等帰属所得とその他の種類の国外源泉所得の重複を排除しないこととされました。	
ハ 国外所得金額の計算	610
国外所得金額は、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額とその他の国外源泉所得に係る所得の金額の合計額とされていますが、この合計額が零を下回る場合には、零とする旨が明確化されました。	
ニ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の控除限度額	611
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合における国外転出の日の属する年の外国税額控除における控除限度額の計算については、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の規定により行われたものとみなされた対象資産の譲渡又は決済により生ずる所得は、所得税法施行令第221条の2各号に掲げる国外源泉所得に該当するものとして、国外所得金額を算出することとされました。	
② 非永住者の外国税額控除	612
非永住者の外国税額控除に係る控除限度額の計算における調整国外所得金額は、純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合のその年分の国外所得金額のうち、国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ることとされました。	

<p>4 外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率</p> <p>内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率が引き下げられたことに伴い、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率が23.2%（改正前23.9%）に引き下げられました。ただし、外国法人の平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の所得に対する法人税の税率については、23.4%とされています。</p>	613
<p>5 租税特別措置法等の改正</p> <p>(1) 振替社債等の利子等の課税の特例等</p> <p>振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権の剰余金の配当及び東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債（地方公共団体が債務保証をしないものに限ります。）の利子等の非課税制度については、その適用期限を3年間延長することとされました。</p> <p>(2) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例</p> <p>本制度の対象となる店頭デリバティブ取引に、当該店頭デリバティブ取引に含めて証拠金の計算を行うことができる一定の取引を含めることとされました。</p>	616
<p>6 租税条約等実施特例法の改正</p> <p>(1) 日・チリ租税条約に対応するための国内法の整備</p> <p>租税条約の限度税率が住民税をも含めて規定されている場合における法人税の軽減額の計算に係る限度税率に、限度税率が2%である場合には1.7%、限度税率が4%である場合には3.4%、限度税率が16%である場合には13.6%の税率が追加されました。</p> <p>(2) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の改正</p> <p>① 居住地国確認書類</p> <p>任意届出書の提出をする者が当該任意届出書の提出をする報告金融機関等の営業所等の長に提示をしなければならないこととされている特定対象者の居住地国確認書類について、住民基本台帳カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものに代えて、個人番号カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものが規定されました。</p> <p>② 実質的支配者の意義</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に伴い、実質的支配者の定義が、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項若しくは第2項又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第20条第3項（同条第1項第18号に係る部分に限ります。）の規定によ</p>	617
<p>(1) 日・チリ租税条約に対応するための国内法の整備</p> <p>租税条約の限度税率が住民税をも含めて規定されている場合における法人税の軽減額の計算に係る限度税率に、限度税率が2%である場合には1.7%、限度税率が4%である場合には3.4%、限度税率が16%である場合には13.6%の税率が追加されました。</p> <p>(2) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の改正</p> <p>① 居住地国確認書類</p> <p>任意届出書の提出をする者が当該任意届出書の提出をする報告金融機関等の営業所等の長に提示をしなければならないこととされている特定対象者の居住地国確認書類について、住民基本台帳カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものに代えて、個人番号カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものが規定されました。</p> <p>② 実質的支配者の意義</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に伴い、実質的支配者の定義が、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項若しくは第2項又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第20条第3項（同条第1項第18号に係る部分に限ります。）の規定によ</p>	622
<p>① 居住地国確認書類</p> <p>任意届出書の提出をする者が当該任意届出書の提出をする報告金融機関等の営業所等の長に提示をしなければならないこととされている特定対象者の居住地国確認書類について、住民基本台帳カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものに代えて、個人番号カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものが規定されました。</p> <p>② 実質的支配者の意義</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に伴い、実質的支配者の定義が、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項若しくは第2項又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第20条第3項（同条第1項第18号に係る部分に限ります。）の規定によ</p>	626

り、同令第11条第2項各号に定める者として確認された者とされました。

7 日台民間租税取決めに規定された内容の実施に係る国内法の整備

(1) 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正 636

① 双方居住者の取扱い 638

双方居住者で恒久的な住居が国内又は外国のうち当該外国のみに所在する場合等の一定の場合に該当するものは、所得税法の施行地に住所等を有しないものとみなして、所得税法及び下記②から⑥までの措置を適用し、双方居住者が上記の一定の場合に該当しない場合には、下記③ロ(イ)及び(リ)の措置は適用しないこととされました。

(注) 「外国」とは、租税条約の相手国等以外の外国であって、相互主義を満たすものとして指定するものをいい、具体的には「台湾」が指定されています。

② 相互主義 640

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第2章（国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等）の規定（下記⑤の外国の租税に関する権限のある機関への情報提供に関する規定を除きます。）は、居住者又は内国法人の所得で外国の法令により当該外国において生じたものとされるものについて、当該外国において、所得税等の非課税等に関する規定により外国居住者等の国内源泉所得に対して所得税又は法人税を軽減し、又は課さないこととされる条件と同等又は有利な条件により所得税又は法人税に相当する税が軽減され、又は免除されること等の条件を満たさない場合には、適用しないこととされました。

(注1) 日台民間租税取決めに規定された内容の実施に係る国内法の整備に伴い、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の題名が「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に改められました。

(注2) 「外国居住者等」とは、非居住者又は外国法人で、外国に住所又は本店等を有する一定のもの（当該外国の権限のある機関を含みます。）をいいます。

③ 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等

イ 所得税又は法人税の非課税等の制限

外国居住者等が有する下記ロの措置の対象となる国内源泉所得に関し、当該外国居住者等又はその関係者による当該国内源泉所得の基因となる行為の主たる目的の一つが、これらの措置の適用を受けること

641

である場合には、これらの措置は適用しないこととされました。	
ロ 国内源泉所得等に対する所得税又は法人税の非課税等	
(イ) 事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税	641
外国居住者等が有する事業から生ずる所得で一定のものについては、所得税又は法人税を課さないこととされました。	
(ロ) 国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税	646
国際運輸業を営む外国居住者等が有する当該国際運輸業に係る所得については、所得税又は法人税を課さないこととされました。	
(ハ) 配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等	647
i 外国居住者等が支払を受ける対象配当等（対象配当、対象利子又は対象使用料をいいます。(2)④において同じです。）については、所得税又は法人税の税額を当該対象配当等の10%相当額に軽減することとされました。	
ii 外国の権限のある機関等が支払を受ける対象利子又は外国居住者等（外国の権限のある機関等を除きます。）が支払を受ける非課税対象利子については、所得税又は法人税を課さないこととされました。	
(ニ) 割引債の償還差益に係る所得税の還付	653
発行時に源泉徴収の対象とされた割引債の発行者は、外国居住者等に対し当該割引債の償還差益の支払をする場合には、その支払を受ける者に対し、その源泉徴収された所得税に相当する金額の全部又は一部を還付することとされました。	
(ホ) 資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税	656
外国居住者等が有する資産の譲渡により生ずる所得で一定のものについては、所得税又は法人税を課さないこととされました。	
(ヘ) 報酬に対する所得税の非課税	658
外国居住者等が支払を受ける一定の人的役務の提供に対する報酬については、その年の1月1日から12月31日までのいずれかの日において開始し、又は終了する12月の期間（(ト)において「判定期間」といいます。）の全てにおいて当該外国居住者等の国内における滞在期間が183日に満たない等の場合には、所得税を課さないこととされました。	
(ト) 給与に対する所得税の非課税	664
外国居住者等が支払を受ける一定の給与については、判定期間の全てにおいて当該外国居住者等の国内における滞在期間が183日を超えない等の場合には、所得税を課さないこととされました。	
(チ) 外国の権限のある機関等から支払を受ける給与等に対する所得税	666

の非課税

一定の外国居住者等又は居住者が外国の権限のある機関等から支払を受ける一定の給与、退職手当等又は年金については、所得税を課さないこととされました。

(リ) 学生等又は事業修習者の給付に対する所得税の非課税

668

一定の外国居住者等又は居住者で、学生等又は事業修習者に該当するものが支払を受ける国外からの一定の給付については、所得税を課さないこととされました。

④ 外国との間の課税問題を解決するための枠組みの実施に係る国内法の整備

イ 外国関連者との取引に係る課税の特例等

(イ) 外国関連者との取引に係る課税の特例

668

居住者又は内国法人が外国関連者との間で行う外国関連取引（その対価の額が独立企業間価格と異なることにより当該居住者又は内国法人の所得が過大となる場合に限ります。）について、一定の事実につき国税庁長官の確認を受けたときは、当該居住者又は内国法人の所得に対する所得税又は法人税に関する法令の規定の適用については、当該外国関連取引は独立企業間価格で行われたものとみなすこととされました。

(ロ) 外国居住者等の内部取引に係る課税の特例

670

外国居住者等の事業場等又は本店等と恒久的施設との間の内部取引（その対価の額とする額が独立企業間価格と異なることにより恒久的施設帰属所得が過大となる場合に限ります。）について、一定の事実につき国税庁長官の確認を受けたときは、恒久的施設帰属所得に対する所得税又は法人税に関する法令の規定の適用については、当該内部取引は独立企業間価格によるものとする事とされました。

(ハ) 特定国外事業所等に係る国外所得金額の計算の特例

672

居住者の事業場等又は内国法人の本店等と国外事業所等（外国に所在するものに限ります。）との間の内部取引（その対価の額とする額が独立企業間価格と異なることにより外国税額控除の控除限度額の計算における国外所得金額が過少となる場合に限ります。）について、一定の事実につき国税庁長官の確認を受けたときは、国外所得金額の計算については、当該内部取引は独立企業間価格によるものとする事とされました。

ロ 国税庁長官の確認があった場合の更正の請求の特例

673

確定申告書を提出した者等は、上記③ロ及び④イの措置等の適用等により課税標準等又は税額等に関し、その内容が異なることとなった

場合において、一定の事実につき国税庁長官の確認があったときは、当該確認の日の翌日から起算して2月以内に、更正の請求をすることができることとされました。

ハ 源泉徴収による所得税に係る特別過誤納金の支給

675

(イ) 上記③ロの措置の適用により、源泉徴収による所得税として納付された金額が納付すべき税額を超えた場合（当該納付された金額に係る過誤納金の還付請求をすることができる場合を除きます。）において、一定の事実につき国税庁長官の確認があったときは、税務署長等は、源泉徴収義務者に対し、当該納付すべき税額と当該納付された金額との差額に相当する給付金（ハにおいて「特別過誤納金」といいます。）を支給することとされました。

(ロ) 税務署長等は、特別過誤納金の支給をする場合において、附帯税過誤納相当額（延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額をいいます。（ロ）及び（ニ）において同じです。）があるときは、当該特別過誤納金の支給を受ける者に対し、附帯税過誤納相当額を支給することとされました。

(ハ) 税務署長等は、特別過誤納金、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額の支払等をする場合には、一定の加算金を加算することとされました。

(ニ) 附帯税過誤納相当額については所得税を課さないこととされ、また、附帯税過誤納相当額の額については法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しないこととされました。

⑤ 外国との間での租税に関する情報交換のための枠組みの実施に係る国内法の整備

677

外国の租税に関する権限のある機関に対し、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定が創設されました。

⑥ その他の特例

イ 外国税額控除等の特例

678

外国税額控除等について、外国の法令により当該外国において租税を課することができることとされる所得のうち当該外国において外国所得税又は外国法人税が課されるものは、国外源泉所得とする等の特例が創設されました。

ロ 外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除

679

法人とその法人に係る国外関連者（外国居住者等に該当するものに限ります。ハにおいて「特定国外関連者」といいます。）との間の国

外関連取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）の適用がある場合において、上記④ロの国税庁長官の確認があったこと等の要件を満たすときは、税務署長等は、国税庁長官の確認があった一定の期間に相当する期間について延滞税を免除することができることとされました。

ハ 外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例 680

法人とその法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引につき移転価格税制による更正又は決定を受けた場合において、当該特定国外関連者が外国の租税に関する権限のある機関に対し当該外国における課税上の取扱いに関する申立てを行ったと認めるときは、税務署長等は、一定の期間につき、移転価格税制による更正又は決定に係る法人税の額及びその加算税の額等の納税を猶予することができることとされました。

ニ 外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等 681

恒久的施設（国内事業所等に該当するものに限り、ニにおいて「特定恒久的施設」といいます。）を有する外国居住者等の事業場等若しくは本店等と特定恒久的施設との間の内部取引の対価の額とした額につき内部取引に係る課税の特例の適用がある場合又は居住者の事業場等若しくは内国法人の本店等と国外事業所等（外国に所在するものに限り、ニにおいて「特定恒久的施設」といいます。）との間の内部取引の対価の額とした額につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合について、上記ロ及びハと同様の延滞税の免除及び納税の猶予の特例が創設されました。

(2) 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律以外の国税関係法律の改正

① 所得税法関係

イ 外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例の改正 684

外国転出時課税の規定の対象となる事由に、上記(1)①の双方居住者が所得税法の施行地に住所等を有しないものとみなされる場合に相当する場合その他これに類する場合に該当することにより外国において国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例の対象となる外国所得税を課される者でないものとみなされることとなることが追加されました。

ロ 外国税額控除制度の改正

(イ) 居住者の外国税額控除 685

居住者の外国税額控除の対象とならない外国所得税の額の範囲に、外国において外国居住者等の所得に対する所得税の軽減又は非課税と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額又は免除することとされる額に相当する金額を追加する等の改正が行われました。

(ロ) 非居住者に係る外国税額の控除 685

非居住者に係る外国税額の控除の対象とならない外国所得税の額の範囲に、外国所得税の課税標準となる所得を居住者の所得とした場合にその所得に対して当該外国所得税が課されるとしたならば、外国において外国居住者等の所得に対する所得税の軽減又は非課税と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額又は免除することとされる額に相当する金額が追加されました。

② 法人税法関係

イ 外国税額控除制度の改正

(イ) 内国法人に係る外国税額の控除 686

内国法人に係る外国税額の控除の対象とならない外国法人税の額の範囲に、外国において外国居住者等の所得に対する所得税又は法人税の軽減又は非課税と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額又は免除することとされる額に相当する金額等を追加する等の改正が行われました。

(ロ) 外国法人に係る外国税額の控除 687

外国法人に係る外国税額の控除の対象とならない外国法人税の額の範囲に、外国法人税の課税標準となる所得を内国法人の所得とした場合にその所得に対して当該外国法人税が課されるとしたならば、外国において外国居住者等の所得に対する所得税又は法人税の軽減又は非課税と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額又は免除することとされる額に相当する金額が追加されました。

ロ 外国法人の確定申告の改正 688

恒久的施設を有する外国法人が外国居住者等所得相互免除法第2章の法人税の非課税に関する規定により恒久的施設帰属所得に係る所得の金額及びその他の国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき法人税を課さないこととされる場合には、確定申告書の提出を要しないこととする等の改正が行われました。

ハ 外国普通法人となった旨の届出の改正 689

恒久的施設を有することとなった外国法人である普通法人の課税対象となる国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき、外国居住者等

所得相互免除法第2章の法人税の非課税に関する規定により法人税を課さないこととされる場合等には、当該外国法人は外国普通法人となった旨の届出書の提出を要しないこととする等の改正が行われました。

③ 租税特別措置法関係

イ 振替国債等の利子の課税の特例等の改正

690

振替国債等の利子の課税の特例、振替社債等の利子等の課税の特例及び振替割引債の差益金額等の課税の特例における適格外国仲介者の範囲に、上記(1)⑤の外国の租税に関する権限のある機関への情報提供に関する規定により外国の機関に対して租税に関する情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国に本店又は主たる事務所を有する者として国税庁長官の承認を受けた者が追加されました。

ロ 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例の改正

691

本特例の適用除外とされる国外支配株主等に該当する外国法人から、上記(1)⑤の外国の租税に関する権限のある機関への情報提供に関する規定により外国の機関に対して租税に関する情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国の法人が除外されました。

ハ 国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）の改正

691

移転価格税制の対象外とされる恒久的施設帰属所得に係る取引から、外国居住者等所得相互免除法第2章の規定により法人税が軽減され、又は免除される所得に係る取引が除外されました。

ニ 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（過少資本税制）の改正

691

過少資本税制の対象外とされる課税対象所得の範囲から、恒久的施設帰属所得のうち外国居住者等所得相互免除法第2章の規定により所得税又は法人税が軽減され、又は免除される所得が除外されました。

④ 復興財確法関係（復興特別所得税関係）

692

外国居住者等所得相互免除法の適用について必要な読替規定を定めるとともに、上記(1)③ロ(イ) i の措置の適用により所得税が軽減される対象配当等については、復興特別所得税に係る課税の対象、法人の納税義務及び源泉徴収義務等の規定を適用しないこととする等の改正が行われました。

租税条約の締結・改正

本文
参照頁

1 日本・インド租税条約の一部改正

我が国とインド共和国との間の租税条約を改正する議定書が署名されました。改正議定書の主な内容は以下のとおりです。

- | | |
|---|-----|
| (1) 源泉地国（所得の生じた国）における利子に対する租税の免除の対象となる機関に、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）並びにインド総合保険公社及びニューインディア保険会社を追加しています。 | 696 |
| (2) 現行条約の租税に関する情報交換に係る規定を国際標準に沿った規定に改正しています。 | 697 |
| (3) 両国が相手国の滞納租税債権の徴収を相互に支援することを規定しています。 | 698 |
| (4) 改正議定書は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要）を経た後、両国間で外交上の公文の交換を行い、交換の日の翌日から30日目の日に効力を生ずることとなります。 | 701 |

2 日本・ドイツ租税協定の全面改正

我が国とドイツ連邦共和国との間の租税協定が全面改正されました。新たな協定の主な内容は以下のとおりです。

- | | |
|--|-----|
| (1) 投資所得（配当、利子及び使用料）に対する源泉地国における限度税率等を以下のように規定しています。 | 701 |
|--|-----|

	改正前	改正後
配 当	10%：日本法人支払配当、持株25%以上 15%：その他	免税：親子会社間、持株25%以上 5%：親子会社間、持株10%以上 15%：その他
利 子	免税：国債等の利子 10%：その他	原則免税
使用料	10%	免税

- | | |
|---|-----|
| (2) 協定を濫用した租税回避行為を防止するため、協定の特典を受けることができる者を一定の要件を満たす者に限定する規定、及び取引が協定の濫用を目的とすると認められる場合には協定の特典を認めないことを規定しています。 | 702 |
| (3) 2010年にOECDモデル租税条約が改正されたことを踏まえ、外国法人・非居住者の支店等（恒久的施設）に帰属する事業利得に対する課税について、本支店間の内部取引を認識し、独立企業原則を適用して恒久的施設に帰属する利得を計算することを規定しています。 | 707 |
| (4) 協定の規定に適合しない課税に関する相互協議手続に関して、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、納税者か | 721 |

らの要請に基づき、第三者から構成される仲裁委員会の決定に基づき事案を解決することを規定しています。

(5) 両国の税務当局間において、全ての国税及び地方税に関して国際標準に基づく情報交換を実施することを規定しています。 724

(6) 両国が相手国の滞納租税債権の徴収を相互に支援することを規定しています。 726

(7) 協定は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要）を経た後、国内手続が完了したことを相手国に通告し、遅い方の通告が受領された日の翌日から30日目の日に効力を生ずることとなります。 729

3 日本・チリ租税条約の締結

我が国とチリ共和国との間で租税条約が新たに署名されました。条約の主な内容は以下のとおりです。

(1) 投資所得（配当、利子及び使用料）に対する源泉地国における限度税率等を以下のように規定しています。ただし、チリから支払われる配当に関しては、一定の場合を除き、チリにおいて国内法どおりに課税されることとしています。 741

配 当	免税：年金基金受取 5%：親子会社間、持株25%以上 15%：その他
利 子	4%：金融機関等受取 10%：その他（ただし、発効から2年間は15%）
使用料	2%：設備等使用 10%：その他

(2) 条約を濫用した租税回避行為を防止するため、取引が条約の濫用を目的とすると認められる場合には、条約の特典を認めないことを規定しています。 750

(3) 条約の規定に適合しない課税に関する相互協議手続に関して、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、納税者からの要請及び両国の税務当局の同意に基づき、第三者から構成される仲裁委員会の決定により事案を解決することを規定しています。 752

(4) 両国の税務当局間において、全ての国税及び地方税に関して国際標準に基づく情報交換を実施することを規定しています。 754

(5) 条約は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要）を経た後、両国間で外交上の公文の交換を行った日に効力を生ずることとなります。 756

消費税法等の改正

本文
参照頁

去る平成28年6月1日、安倍内閣総理大臣は、平成29年4月に予定されていた消費税率の引上げについては2年半延期し、平成31年10月1日に実施するとともに、その際に軽減税率制度を導入する旨を表明されました。

今後、軽減税率制度の導入時期の変更など、必要な法令改正の内容が検討されることとなりますが、本稿では、平成28年3月31日に公布された関係法令等に規定されている消費税関係の改正内容を解説していますので、ご留意ください。

なお、法令改正後の内容については、関係法令が公布された後の「税制改正の解説」の中で解説することとします。

1 消費税の軽減税率制度の導入を含む消費税法改正の経緯等

759

平成24年に成立・公布された社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「税制抜本改革法」といいます。）では、消費税率（国・地方）を段階的に10%へ引き上げることとされたとともに、消費税率の引上げを踏まえ、低所得者に配慮する観点から、総合合算制度や給付付き税額控除、複数税率（軽減税率制度）について、様々な角度から総合的に検討することとされていました。

その後、平成25年度から平成28年度までの各年の税制改正の議論において、税制抜本改革法に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策について検討が進められ、その結果、平成28年度税制改正において、平成29年4月から消費税の軽減税率制度が導入されることとなりました。

2 軽減税率制度の導入（平成29年4月施行）

(1) 平成29年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等及び保稅地域から引き取られる課税貨物のうち軽減税率の対象品目については、6.24%（地方消費税と合わせた税率は8%）の税率が適用されることとなりました。

773

(2) 軽減税率の対象品目は次のとおりとされました。

775

① 課税資産の譲渡等のうち、酒類及び外食を除く飲食物品の譲渡並びに週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡

② 保稅地域から引き取られる課税貨物のうち、酒類を除く飲食物品

(3) 平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間に国内において行う売上げに係る税額の計算については、標準税率適用分と軽減税率適用分に区分して計算することとされました。

784

(4) 平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間に国内において行う課

789

税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用される仕入税額控除関係の各規定については、複数税率の区分経理に対応した仕入税額控除制度（区分記載請求書等保存方式）として、次の経過措置が講じられました。

- ① 課税仕入れに係る消費税額については、標準税率適用分と軽減税率適用分に区分して計算することとされました。
 - ② 帳簿及び請求書等の記載事項として、複数税率に対応した記載が追加されました。
 - ③ 請求書等に係る追加記載事項（29年輕減対象資産の譲渡等に係るものである旨及び税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額）については、当該請求書等の交付を受けた事業者がその事実に基づき追記できることとされました。
- (5) 軽減税率制度の導入に伴い、適用税率別の区分管理が困難な事業者を対象として、次のとおり簡便計算に係る経過措置が設けられました。
- ① 適用対象期間における売上げ（税込）を適用税率別に区分して管理することについて困難な事情がある事業者は、当該適用対象期間中の売上げ（税込）の合計額に、「10営業日軽減売上割合」を乗ずることによって売上げを適用税率別に区分することができることとされました。 796
 - ② 適用対象期間における卸売業及び小売業に係る売上げ（税込）の合計額を適用税率別に区分して管理することについて困難な事情がある事業者は、当該適用対象期間中の売上げ（税込）の合計額に、「小売等軽減仕入割合」を乗ずることによって売上げを適用税率別に区分することができることとされました。 798
 - ③ 主として29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者のうち、10営業日軽減売上割合又は小売等軽減仕入割合の計算につき困難な事情がある事業者は、100分の50を10営業日軽減売上割合又は小売等軽減仕入割合とみなして、上記①又は②の特例の適用を受けることができることとされました。 799
 - ④ 適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額（税込）又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った卸売業及び小売業に係る課税貨物の税込引取価額を税率の異なるごとに区分して管理することについて困難な事情がある事業者は、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込）及び課税貨物に係る税込引取価額の合計額に、小売等軽減売上割合を乗ずることによって仕入れを適用税率別に区分することができることとされました。 800
 - ⑤ 適用対象期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額（税込）又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物の 801

<p>税込引取価額を税率の異なるごとに区分して管理することについて困難な事情がある中小事業者が、当該適用対象期間に該当する課税期間の末日までに、その納税地を所轄する税務署長に対して「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、当該課税期間から簡易課税制度を適用できることとされました。</p>	
<p>⑥ 適用対象期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額（税込）又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物の税込引取価額を税率の異なるごとに区分して管理することについて困難な事情がある中小事業者以外の事業者が、当該適用対象期間の末日までに、その納税地を所轄する税務署長に対して「消費税簡易課税制度を準用する旨の届出書（基準期間の課税売上高が5千万円を超える事業者用）」を提出したときは、上記②又は④の適用を受ける場合を除き、当該適用対象期間における仕入れに係る消費税額の計算については、簡易課税制度に準じた方法で計算することができることとされました。</p>	803
<p>3 適格請求書等保存方式の導入</p>	
<p>(1) 課税資産の譲渡等について適格請求書を交付しようとする課税事業者は、あらかじめ納税地を所轄する税務署長に申請書を提出して適格請求書発行事業者の登録を受けなければならないこととされました。</p>	809
<p>(2) 適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、当該課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（免税事業者を除く。）から求められた場合には、適用税率及び消費税額等の一定の事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下「適格請求書」といいます。）を交付しなければならないこととされました。</p>	813
<p>(3) 適格請求書発行事業者が作成した適格請求書又は適格簡易請求書と誤認されるおそれのある表示をした書類や、偽りの記載をした適格請求書若しくは適格簡易請求書又はこれらの書類の記載事項に係る電磁的記録については、その交付等が禁止されました。</p>	817
<p>(4) 任意組合等の組合員である適格請求書発行事業者にあつては、当該任意組合等の事業として行った課税資産の譲渡等については、あらかじめ税務署長に一定の届出書を提出する場合を除き、適格請求書若しくは適格簡易請求書を交付し、又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供してはならないこととされました。</p>	818
<p>(5) 平成33年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れに係る仕入税額控除制度の適用については、原則として、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書の保存が要件とされました。</p>	819
<p>4 軽減税率制度の消費税法本則への位置付け</p>	
<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則において経</p>	824

過措置として位置付けられている、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間の軽減税率制度については、平成33年4月1日の適格請求書等保存方式の導入にあわせて消費税法本則に規定されることとなりました。

5 確定申告書等の記載事項及び売上税額の計算方法の見直し 825

平成33年4月1日の適格請求書等保存方式の導入にあわせて確定申告書等の記載事項等について、所要の見直しが行われました。

6 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例

(1) 事業者が、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に、高額特定資産の課税仕入れ又は高額特定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取り（以下「高額特定資産の仕入れ等」といいます。）を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度を適用できないこととされました。

また、事業者が、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に、自己建設高額特定資産の仕入れを行った場合には、その該当することとなった日の属する課税期間の翌課税期間から当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度を適用できないこととされました。

(2) 簡易課税制度の適用を受けようとする事業者が、高額特定資産の仕入れ等を行った場合又は自己建設高額特定資産の仕入れを行った場合には、次に掲げる期間について、簡易課税制度選択届出書の提出が制限されることとなりました。

① 高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

② 自己建設高額特定資産の仕入れを行った場合には、当該自己建設高額特定資産の仕入れを行った場合に該当することとなった日の属する課税期間の初日から、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

7 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出品販売場制度）の見直し

(1) 一般物品に係る最低購入金額を税抜5,000円以上（現行：10,000円超）に引き下げることとされました。 836

(2) 商店街振興組合の定款に定められた地区又は事業協同組合の定款に定められた地区において商店街が形成されている地域（以下「地区等」といい 837

ます。)に大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合又は事業協同組合の組合員である場合には、当該大規模小売店舗内において他の事業者が経営する販売場を地区等に所在する販売場とみなして、特定商業施設の規定を適用することができることとされました。	
(3) 非居住者が免税対象物品を購入する際に、輸出物品販売場で国際第二種貨物利用運送事業者との間において当該免税対象物品を輸出するための運送契約を締結し、一定の要件を満たして当該免税対象物品の引渡しを受け、かつ、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者に引き渡した場合には、当該免税対象物品の譲渡に係る消費税を免除することとされました。	838
(4) 購入者誓約書の提出に代えて、購入者誓約書の記載事項を記録した輸出する旨を誓約する電磁的記録の提供によることができることとされました。	839
(5) 金又は白金の地金を免税対象物品から除外することとされました。	840
8 事業者向け電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し	
(1) 国外事業者の恒久的施設で受けた特定仕入れのうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものについては国内で行われたものとされました。	841
(2) 国外事業者以外の事業者の国外事業所等で受けた特定仕入れのうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にのみ要するものについては国内以外の地域で行われたものとされました。	842
9 その他の改正	
(1) 消費税が非課税とされる教科用図書に係る学校の対象に、義務教育学校を加えることとされました。	843
(2) 消費税が非課税とされる身体障害者用物品に係る個別商品について所要の見直しが行われました。	843

租税特別措置法等（間接税関係）の改正	本文 参照頁
一 酒税関係の改正	
1 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限が1年延長されました。	845
2 ビールに係る酒税の税率の特例措置の適用期限が2年延長されました。	845
3 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限が2年延長されました。	847
4 地理的表示「日本酒」の指定に伴い、酒類の品目表示の特例（例外表示）について所要の規定の整備が行われました。	847

二 たばこ税関係の改正	
1 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限が1年延長されました。	848
三 航空機燃料税関係の改正	
1 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、次の見直しが行われました。	848
① 適用対象となる路線の範囲に、離島と成田国際空港との間の路線を追加	
② 離島と大阪国際空港又は関西国際空港のいずれかとの間の路線の要件の緩和	
③ 適用対象となる路線の指定手続の簡素化	
四 自動車重量税関係の改正	
1 自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「エコカー減税」）の適用対象車の範囲に、車両総重量が7.5tを超えるバス・トラックで平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものが追加されました。	850
2 被災自動車等に係る自動車重量税の還付措置の適用期限が3年延長されました。	852
3 被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税措置の適用期限が3年延長されました。	852
五 印紙税関係の改正	
1 高等学校、大学等の生徒又は学生で経済的理由により修学に困難がある者に対して無利息その他一定の条件で行われる学資としての資金の貸付け（文部科学大臣の確認を受けたものに限り、）に係る消費貸借契約書のうち、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に作成されるものには、印紙税を課さないこととされました。	853
2 独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の適用期限が2年延長されました。	855
六 関税法の改正（申告官署の自由化）に伴う所要の規定の整備	856
特例輸入者又は特例委託輸入者が関税法の改正（申告官署の自由化）により創設された輸入申告の特例を受けて輸入申告をする場合には、その課税物品に係る内国消費税の納税地については、当該輸入申告に係る税関長の所属する税関の所在地とすることとされました。	

国税通則法等の改正	本 文 参 照 頁
<p>一 クレジットカードによる国税の納付制度の創設</p>	862
<p>国税を納付しようとする者は、納付受託者に納付を委託することにより、インターネットを利用してクレジットカードによる納付をすることができることとされました。この場合において、納付受託者が国税の納付をしようとする者の委託を受けたときは、その委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、報告義務等について所要の措置が講じられました。</p>	
<p>二 延滞税の計算期間等の見直し</p>	
<p>1 延滞税の計算期間の見直し</p>	870
<p>申告をした後に減額更正がされ、その後さらに修正申告又は増額更正（以下「修正申告等」といいます。）があった場合におけるその修正申告等により納付すべき税額（その申告税額に達するまでの部分に限ります。）について、その申告税額の納付日の翌日から修正申告等までの間（減額更正が更正の請求に基づく更正である場合には、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間を除きます。）は、延滞税を課さないこととされました。</p>	
<p>2 延滞税の計算期間の見直しに伴う過少申告加算税の整備</p>	871
<p>修正申告等前に減額更正（更正の請求に基づく更正を除きます。）があった場合には、修正申告等に基づき納付すべき税額から期限内申告書に係る税額に達するまでの税額を控除して、過少申告加算税を課すこととされました。</p>	
<p>三 加算税制度の見直し</p>	
<p>1 調査通知を受けて修正申告等を行う場合の過少申告加算税等の整備</p>	873
<p>修正申告書又は期限後申告書の提出が、調査通知以後、かつ、調査による更正等を予知してされたものでない場合には、これらの申告に基づいて納付すべき税額に5%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%）の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税（期限後申告の場合には、その納付すべき税額に10%（納付すべき税額が50万円を超える部分は15%）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税）を課すこととされました。</p>	
<p>2 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の無申告加算税等の加重措置の創設</p>	874
<p>期限後申告若しくは修正申告（調査による更正等を予知してされたものに限ります。）又は更正若しくは決定等（以下「期限後申告等」といいます。）があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（調査による更正等を予知してされたものに限ります。）又は重加算税を課さ</p>	

れ、又は徴収されたことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税の割合（15%、20%）又は重加算税の割合（35%、40%）について、それぞれその割合に10%加算することとされました。

四 マイナンバー記載の対象書類の見直し

876

提出者等の個人番号（マイナンバー）を記載しなければならないこととされている税務関係書類（納税申告書及び調書を除きます。）のうち、次の書類について、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととされました。

- (1) 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類
- (2) 税務署長等には提出されない書類であって、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類

五 合併等を無効とする判決が確定した場合における徴収手続の見直し

886

合併等を無効とする判決が確定した場合には、その合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人のその合併等の日以後に納税義務の成立した国税について、連帯納付義務を負うこととされました。

六 事業を譲り受けた者の第二次納税義務の見直し

事業を譲り受けた者の第二次納税義務について、次の見直しを行うこととされました。

- (1) 第二次納税義務の対象となる譲受人の範囲について、納税者と生計を一にし、若しくは納税者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している親族又は被支配会社に限定することとされました。 888
- (2) 譲受人が「同一とみられる場所」において事業を営んでいることとする要件を廃止することとされました。 888
- (3) 第二次納税義務の責任限度について、譲受財産の価額を限度とすることとされました。 889

七 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

1 国税関係書類の読み取りを行う装置に係る要件の緩和

891

国税関係書類の読み取りを行う装置について、「原稿台と一体となったもの」に限定する要件を廃止することとされました。

2 受領者等が読み取りを行う場合の手続の整備

- (1) 国税関係書類の受領者等が読み取りを行う場合には、その国税関係書類に署名した上で、その受領等後、特に速やかにタイムスタンプを付さなければならないこととされました。 891
- (2) 国税関係書類の受領者等が読み取りを行う場合には、その書類の大きさ 891

がA 4 以下である場合に限り、大きさに関する情報の保存を要しないこととされました。	
(3) 国税関係書類の受領者等が読み取りを行う場合における相互けん制要件については、受領等事務と読み取り事務をそれぞれ別の者が行うこととする要件が不要とされ、これに代え、受領者等以外の別の者により国税関係書類に係る記録事項の確認を行うことが要件とされました。	892
3 相互けん制要件に係る小規模企業者の特例	892
小規模企業者に該当する保存義務者にあつては、定期的な検査を税務代理人が行うこととしている場合には、相互けん制要件を不要とすることとされました。	
八 その他の納税環境整備関係の改正	
1 消費税の適格請求書類等類似書類の交付等に係る質問検査権の整備	893
消費税におけるいわゆるインボイス方式の導入に伴い、消費税に係る適格請求書等の交付又は提供に関する調査に係る質問検査権について、整備が行われました。	
2 法人税の純損失等の金額に係る更正の請求期間及び期間制限の整備	893
法人税の欠損金の繰越期間の対応と合わせ、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求期間及び更正の期間制限を10年（改正前：9年）に延長する措置の適用関係について、平成30年4月1日（改正前：平成29年4月1日）以後に開始する事業年度又は連結事業年度において生ずる純損失等の金額について適用することとされました。	
3 第三国団体対象事業所得等に係る所得税の納税義務の成立時期の整備	893
日台民間租税取決めの実施に係る国内法の整備に伴い、源泉徴収の規定が適用されない外国居住者等所得相互免除法に規定する第三国団体対象事業所得等に対する所得税について、その支払を受けるべき時に納税義務が成立する国税の範囲に加えることとされました。	
4 振替納税に係る納付書の整備	894
振替納税に係る領収証書の納税者への発行方法の見直しに伴い、金融機関へ送付する納付書の書式について、所要の整備が行われました。	
5 財産債務調書の提出対象となる所得金額に関する計算等の整備	
(1) 日台民間租税取決めの実施に係る国内法の整備に伴い、財産債務調書における「総所得金額及び山林所得金額の合計額」に加算すべき「申告分離課税の所得の金額」の範囲に、外国居住者等所得相互免除法において申告分離課税とされる申告不要第三国団体対象等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額等を追加することとされました。	895
(2) 所得税における国外転出時課税の対象となる有価証券の範囲の見直しに	895

<p>に伴い、国外転出特例対象財産として財産債務調書等へ取得価額の記載が必要となる有価証券の範囲から、特定有価証券を除外することとされました。</p>	
<p>6 納税貯蓄組合預金に係る対象金融機関の範囲の整備</p> <p>再編強化法の改正による農協改革に伴い、納税貯蓄組合預金について、指定金融機関の範囲に農業協同組合連合会を加えるとともに、特定承継会社を銀行と同様の取扱いとすることとされました。</p>	896
<p>7 行政書士等が行う税務書類の作成に係る対象税目の範囲の整備</p> <p>自動車取得税の廃止に伴い、行政書士等が作成することができる税務書類の対象から、自動車取得税に関して作成される書類を除外することとされました。</p>	896
<p>九 マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用の推進（金融機関における預貯金情報の管理制度の創設：公布日（平成27年9月9日）から3年内の施行予定）</p> <p>金融機関等は、預貯金者等情報をその預貯金者等の番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととされました。</p>	900

地方税法等の改正	本文 参照頁
<p>1 個人住民税</p>	
<p>(1) 一定のスイッチOTC医薬品の購入対価を支払った場合において、1万2千円を超える部分の金額（上限8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する、スイッチOTC薬控除を創設することとされました。</p>	911
<p>(2) 所得税の改正に伴い、相続時から3年を経過する日の属する年までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋又は除却後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができることとされました。また、この控除については、居住用財産の買換えに係る他の特例と重複適用できることとされました。</p>	911
<p>(3) 無記名公社債等に係る元本の所有者以外の者がその利子・配当等の支払を受ける場合には、その元本の所有者が利子・配当等の支払を受けるものとみなす措置について、廃止することとされました。</p>	911
<p>(4) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、その適用期限を平成29年12月31日まで2年延長することとされました。</p>	911
<p>(5) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等について、その適用期限を平成</p>	912

29年12月31日まで2年延長することとされました。

(6) 寄附金税額控除における特例控除額の特例について、特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に引き上げることとされました。 912

(7) 所得税において、国外転出時課税制度の適用により譲渡とみなされることで生じた上場株式等の譲渡損失について、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象に追加することとされたことを踏まえ、個人住民税においては、この所得税の改正の影響を遮断することとされました。 912

2 地方法人課税

(1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」といいます。）が1億円超の普通法人について、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人事業税の標準税率は、次のとおりとすることとされました。 914

付加価値割	資本割	所得割	
1.2% (改正前:0.72%)	0.5% (改正前:0.3%)	所得のうち年400万円以下の金額	1.9% (改正前:3.1%)
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.7% (改正前:4.6%)
		所得のうち年800万円を超える金額	3.6% (改正前:6.0%)

(2) 資本金1億円超の普通法人の法人事業税所得割の税率引下げに伴い、当該法人における平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る地方法人特別税の税率（基準法人所得割額に対する付加税率）を414.2%（改正前：93.5%）とすることとされました。 914

(3) 資本金1億円超の普通法人のうち平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る法人事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合には、負担増となる額の一定割合を当該事業年度の法人事業税額から控除することとされました。 915

(4) 法人税における、租税特別措置の見直し、減価償却制度の見直し及び欠損金繰越控除制度の更なる見直しを踏まえ、法人住民税及び法人事業税について所要の措置が講じられました。 917

(5) 地方法人特別税は平成29年4月1日以降廃止することとされました。また、これに伴い、地方法人特別譲与税は平成30年8月譲与分をもって廃止することとされました。 918

(6) 平成29年4月1日から、法人住民税法人税割の交付税原資化を次のとおり更に進めることとされました。 918

	改正前	改正後
道府県民税法人税割	3.2%	1.0%
市町村民税法人税割	9.7%	6.0%
地方法人税	4.4%	10.3%

- (7) 平成29年4月1日から、道府県は、納付された法人事業税の額の5.4%に相当する額を当該道府県内の市町村に対して法人事業税交付金として交付することとされました。この市町村に対する交付については、従業員数を基準として行うこととされました。 918
- (8) 都道府県や市町村の行う事業のうち内閣府が認定する一定のものに対する企業の寄附について、現行の地方公共団体に対する寄附の損金算入措置に加えて、法人住民税法人税割額、法人事業税額及び法人税額から控除できる措置が創設されました。 921
- (9) ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで3年延長することとされました。 921
- 3 地方消費税** 923
- 軽減税率制度の導入に伴い、仕入税額の計算の特例が適用される場合に旧税率が適用される課税仕入れが含まれる際の譲渡割額の計算について、税率の異なるごとに区分して計算することがないよう、所要の改正が行われました。
- 4 自動車取得税**
- (1) エコカー減税の対象車両について、平成28年軽油重量車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を達成するバス又はトラックを追加することとされました。 924
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、都道府県条例で定める路線において運行する一般乗合用のバスを取得した場合の当該取得されたバスに係る非課税措置について、その適用期限を平成29年3月31日まで1年延長することとされました。 925
- (3) 東日本大震災により滅失・損壊した被災自動車又は原子力災害に伴い指定された自動車持出困難区域内の用途廃止等自動車に代わるものと都道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課 925

税措置について、その適用期限を平成29年3月31日まで1年延長することとされました。

(4) 平成29年4月1日に自動車取得税を廃止することとされました。 925

5 自動車税

(1) 平成29年4月1日から、自動車の取得者を納税義務者とし、自動車の通常の取得価額を課税標準とし、自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を導入することとされ、自動車の新規登録の時等までに道府県知事に申告し、その申告に係る環境性能割額を当該都道府県に納付することとされました。 925

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は種別割の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は種別割の税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととされました。 935

① 環境負荷の小さい自動車

平成28年度に初回新規登録を受けた自動車に対する当該登録の翌年度の自動車税の種別割について、次の特例措置が講じられました。

イ 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、平成21年軽油軽中量車基準に適合する軽油自動車（乗用車に限ります。）及びガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上少ないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率より10%以上高いものについて、税率の概ね75%を軽減することとされました。

ロ ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上少ないものであって、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率より20%以上高いもの（イに該当する自動車を除きます。）について、税率の概ね50%を軽減することとされました。

② 環境負荷の大きい自動車

次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除きます。）について、それぞれ次の年度以後（平成29年度以後に限ります。）に税率の概ね15%（バス（一般乗合用のものを除きます。）及びトラックについては概ね10%）を重課することとされました。

イ ガソリン自動車又はLPG自動車で平成16年3月31日までに初回新規

登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

ロ 軽油自動車その他のイに該当する自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- (3) 東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に係る非課税措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで3年延長することとされました。 935

6 軽自動車税

- (1) 平成29年4月1日から、軽自動車の取得者を納税義務者とし、軽自動車の通常の取得価額を課税標準とし、軽自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を導入することとされ、軽自動車の車両番号の指定の時等までに市町村長に申告し、その申告に係る環境性能割額を当該市町村に納付することとされました。なお、当分の間、環境性能割の賦課徴収等については、軽自動車の定置場所在の道府県が行うこととされました。 936

- (2) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、その適用期限を1年延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた次の軽自動車に対する平成29年度分の種別割について、次の措置が講じられました。 939

① 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準より10%以上少ないもの）について、税率の概ね75%を軽減することとされました。

② エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率より20%以上高い乗用の軽自動車、または、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率より35%以上高い貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上少ないもの（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限り）について、税率の概ね50%を軽減することとされました。

③ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車、または、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率より15%以上高い貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上少ないもの（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限り、上記②に該当するものを除きます。）について、税率の概ね25%を軽減することとされました。

- (3) 東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等に係る非課税措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで3年延長することとされま 939

した。

7 固定資産税・都市計画税

- (1) 農地法に基づき農業委員会から農地中間管理権の取得に関し農地中間管理機構と協議すべきことを勧告された遊休農地について、限界収益修正率を乗じないこととする評価方法の変更を平成29年度から実施すること等とされました。 940
- また、農地中間管理機構が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に農地中間管理権（賃借権等）を取得した土地で、農地中間管理権の存続期間が10年以上のものについては、固定資産税等の課税標準を最初の3年度分は価格の2分の1（農地中間管理権の存続期間が15年以上のものについては、最初の5年度分は価格の2分の1）とすることとされました。
- (2) 新築住宅に係る税額の減額措置について、その適用期限を2年延長することとされ、平成30年3月31日までに新築された住宅について引き続き適用することとされました。 941
- (3) 認定長期優良住宅に係る税額の減額措置について、その適用期限を2年延長することとされ、平成30年3月31日までに新築された住宅について引き続き適用することとされました。 942
- (4) 耐震改修を行った住宅に係る税額の減額措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで2年3月延長することとされました。 942
- (5) バリアフリー改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置について、対象となる住宅を新築後10年以上経過した住宅に拡充し、対象となる工事を国又は地方公共団体から交付される補助金等を控除した額が50万円を超えるものに縮減した上で、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。 942
- (6) 省エネ改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置について、対象となる工事を国又は地方公共団体から交付される補助金等を控除した額が50万円を超えるものに縮減した上で、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。 943
- (7) 次のとおり税負担軽減措置等を創設・拡充することとされました。 944
- ① 道路の地下に埋設するために新設した電線等について、課税標準を最初の4年度分は価格の3分の2（道路法に基づき道路上における電柱の占有を禁止する区域として指定された区域の地下に埋設するために新設した設備にあっては、最初の4年度分は価格の2分の1）とする措置が3年間に限り講じられました。
- ② 景観法の規定により指定された景観重要建造物のうち、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に規定する世界遺産一覧表に記

載された家屋及び償却資産で総務大臣が指定するもの並びに当該家屋の敷地の用に供されている土地について、課税標準を価格の3分の1とすることとされました。

- ③ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した次の施設又は設備について、最初の5年度分の課税標準をその価額にそれぞれ次の割合を乗じて得た額とすることとされました。

イ 倉庫業者である総合効率化事業者が新設又は増設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫 2分の1

ロ イの倉庫に附属する機械設備 4分の3

ハ 鉄道事業者、軌道経営者又は鉄道貨物を利用する貨物運送事業者である総合効率化事業者（JR貨物を除きます。）が取得した貨物運送用設備 5分の3

また、鉄道事業者等が取得等をした新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる車両に旅客鉄道を利用して貨物輸送を行う総合効率化事業者が取得した新造車両を加えることとされました。

- ④ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所が有する固定資産について、法人名が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とされた後も引き続き非課税とすることとされました。また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から承継した業務の用に供する固定資産について、引き続き軽減措置が講じられました。

- ⑤ 独立行政法人労働者健康福祉機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置について、対象となる法人名が独立行政法人労働者健康安全機構とされた上、その対象に独立行政法人労働安全衛生総合研究所から承継された業務の用に供する固定資産を追加することとされました。

- ⑥ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置について、その対象に国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所及び独立行政法人種苗管理センターから承継された業務の用に供する固定資産を追加することとされました。

- ⑦ 国立研究開発法人水産総合研究センターが一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置について、対象となる法人名が国立研究開発法人水産研究・教育機構とされた上、その対象に独立行政法人水産大学校

から承継された業務の用に供する固定資産を追加することとされました。

(8) 次のとおり税負担軽減措置等を拡充することとされました。

947

① 中小鉄軌道事業者が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る課税標準の特例措置について、鉄道施設総合安全対策事業費補助の対象の拡充に合わせて特例措置の対象となる政府の補助も拡充することとされました。

② 鉄軌道事業者による駅のバリアフリー化により取得された一定の家屋又は償却資産に係る課税標準の特例措置について、次の駅において整備されたホームドアシステムを対象に追加した上で、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通特定事業計画に基づき公共交通特定事業が実施される駅

ロ 利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅のうち、当該10万人以上の駅から100km以内にある駅

③ 固定価格買取制度（FIT）の対象として認定された一定の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、特例措置の対象からFITの対象となる太陽光発電設備を除外し、FITの対象外である自家消費型太陽光発電設備を対象に追加した上で、中小水力・地熱・バイオマス発電設備については特例率を拡充することとされました。また、わがまち特例を導入した上で、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。なお、バイオマス発電設備については、出力が2万キロワット未満の設備に限ることとされました。

(9) 次のとおり税負担軽減措置等の整理合理化がなされました。

948

① 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者が新たな営業路線の開業のために新設した線路設備等に係る課税標準の特例措置について、廃止することとされました。

② 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上で、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。

イ 有害物質の排出抑制装置を有するテトラクロロエチレン溶剤及びフッ素系溶剤を利用したドライクリーニング機について、所得税等と同様に、特例措置の対象を中小事業者等が取得したものに限定したこと

ロ 一般廃棄物処理施設のうちごみ処理施設の石綿含有廃棄物無害化処理用設備について、特例措置の対象から除外したこと

ハ 一般廃棄物処理施設のうち最終処分場について、特例率を2分の1

から3分の2としたこと

- ③ JR貨物が取得する一定の新造車両に係る課税標準の特例措置について、対象となる車両を旧国鉄から承継した車両の更新に係るものに限定した上で、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。
 - ④ 成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接滑走路等又は航空保安施設の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置について、特例率を6分の5から8分の7に縮減した上で、その適用期限を平成29年度分まで2年延長することとされました。
 - ⑤ 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置について、特例率を5分の3から5分の4に縮減した上で、その適用期限を平成29年度分まで2年延長することとされました。
 - ⑥ 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線における国の補助を受けて新たに取得する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、特例措置の対象となる補助金から鉄道施設総合安全対策事業費補助を除外した上で、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。
 - ⑦ JR九州株式会社の国鉄から承継した固定資産及び事業用固定資産に係る課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じた上で、廃止することとされました。
 - ⑧ 被災した鉄道事業者が東日本大震災により滅失又は損壊した車両等に代わるものとして取得又は改良した車両等に係る課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じた上で、廃止することとされました。
 - ⑨ 東日本大震災により被災した特定地方交通線又は地方鉄道新線に係る鉄道施設に代わるものとして取得又は改良した家屋又は償却資産に係る課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じた上で、廃止することとされました。
 - ⑩ 農業協同組合等が政府の補助や貸付けを受けて取得した農林漁業者の共同利用に供する一定の機械及び装置に係る課税標準の特例措置について、農業改良資金、沿岸漁業改善資金及び木材産業等高度化推進資金の貸付けを受けて取得したものを対象から除外することとされました。
- (10) 次のとおり税負担軽減措置等の適用期限を延長することとされました。
- ① 高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が一定の事業・業務の用に供する固定資産に係る非課税措置について、その適用期限を平成37年度分まで10年延長することとされました。

- ② 国内路線に就航する航空機のうち新たに固定資産税が課されることとなるものに係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成29年度分まで2年延長することとされました。
- ③ 整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から経営分離される並行在来線の鉄道施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成35年3月31日まで7年延長することとされました。
- ④ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づく認定生産製造連携事業計画に沿って一定のバイオ燃料を製造する事業者が新たに設置するバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑤ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する市町村が定める津波防災まちづくりのための推進計画に基づき、民間事業者が新たに取得又は改良した津波対策の用に供するための港湾施設等に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上で、その適用期限を平成32年3月31日まで4年延長することとされました。
- ⑥ 放送法に規定する基幹放送事業者（NHK及び放送大学学園を除きます。）又は基幹放送局提供事業者が取得した災害時におけるラジオ放送の確実な実施に著しく資する一定の予備送信設備等に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑦ 国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に定める特定開発研究事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内において取得した特定開発研究事業の用に供する一定の機械その他の設備に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑧ 認定誘導事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上で、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑨ 災害救助法が適用された市町村の区域内において東日本大震災により滅失・損壊した償却資産に代わり取得又は改良した償却資産に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで3年延長することとされました。
- ⑩ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が東日本大震災の被災地域において整備する被災事業者用仮施設で1年以内に地方公共団体に無償譲渡することを条件に無償貸与するものに係る非課税措置について、その適

用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。

(11) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号の利用が平成28年1月1日から開始されたことに伴い、納税義務者以外の者が固定資産課税台帳の閲覧を行う際には、納税義務者の個人番号を閲覧対象から除外することとされました。 954

(12) 租税特別措置法に規定する中小企業者又は中小事業者が、中小企業等経営強化法の施行の日から平成31年3月31日までの間に認定を受けた経営力向上計画に基づき新たに取得した一定の機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分は価格の2分の1とすることとされました。 955

8 不動産取得税

(1) 次のとおり税負担軽減措置等を創設・拡充することとされました。 957

① 中小企業基本法に規定する中小企業者が健康サポート薬局の用に供する一定の不動産を取得した場合における不動産取得税の課税標準の算定については、平成30年3月31日までに取得されたものに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除することとされました。

② 市街地再開発事業の施行に伴う権利変換によって従前資産に対応して与えられる不動産を取得した場合の課税標準の特例措置について、都市再開発法の改正により新たに導入される権利変換手法により従前の権利者が取得した個別利用区内の土地についても同様の措置が講じられました。

③ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所が取得する不動産について、法人名が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とされた後も引き続き非課税とすることとされました。また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から承継した業務の用に供する不動産について、引き続き非課税とすることとされました。

④ 独立行政法人労働者健康福祉機構が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象となる法人名が独立行政法人労働者健康安全機構とされた上、その対象に独立行政法人労働安全衛生総合研究所から承継された業務の用に供する不動産を追加することとされました。また、統合に伴い、独立行政法人労働者健康安全機構に追加される一定の業務の用に供する不動産についても非課税とすることとされました。

⑤ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象に国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所及び独立

行政法人種苗管理センターから承継された業務の用に供する不動産を追加することとされました。

- ⑥ 国立研究開発法人水産総合研究センターが一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象となる法人名が国立研究開発法人水産研究・教育機構とされた上、その対象に独立行政法人水産大学校から承継された一定の業務の用に供する不動産を追加することとされました。

(2) 次のとおり税負担軽減措置等の適用期限を延長することとされました。

959

- ① 鉄道事業者が整備新幹線の開業に伴い旅客鉄道株式会社等からの譲渡により取得する並行在来線の鉄道施設の用に供する一定の不動産に係る非課税措置について、その適用期限を平成35年3月31日まで7年延長することとされました。
- ② 高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が高速道路の新設又は改築等の事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その適用期限を平成38年3月31日まで10年延長することとされました。
- ③ マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得される要除却認定マンション等に係る非課税措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。
- ④ 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋の新築の日から1年（本則6月）を経過した日とする特例措置について、その適用期限を2年延長し、平成30年3月31日までの間に新築された住宅について適用することとされました。
- ⑤ 新築された特例適用住宅の土地に係る税額の軽減措置における土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を3年又は4年（本則2年）に緩和する特例措置について、その適用期限を2年延長し、平成30年3月31日までの間に取得された土地について適用することとされました。
- ⑥ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供された土地の上に取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑦ 行政庁の認可を受けて新築される認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑧ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が市町村に無償貸与及び無償譲渡するために被災事業者用の一定の仮設施設を取得した場合の非課税措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとさ

	れました。	
(3)	都道府県が策定する医療計画に定められた周産期医療の連携体制を担う医療提供施設の開設者が取得する、周産期医療を提供するための施設に係る課税標準の特例措置について、適用期限の到来に伴い廃止することとされました。	962
9	事業所税	
(1)	新たに設立される国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構については、事業所税が非課税とされました。	962
(2)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び民間都市開発推進機構については、業務の拡充後も引き続き非収益事業に係る事業所税が非課税とされました。また、新たに設立される使用済燃料再処理機構については、非収益事業に係る事業所税が非課税とされました。	962
(3)	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に従って特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を法人にあっては平成30年3月31日まで、個人にあっては平成30年分まで、それぞれ2年延長することとされました。	963
(4)	学校教育法の改正により学校教育法上の学校に追加された義務教育学校についても、従来の学校と同様、非収益事業に対しては非課税とされるとともに、事業所税の用途の対象となることとされました。	963
10	その他	
(1)	個人住民税に係る市町村から道府県への徴取引継特例について、滞納繰越分の滞納のない者の現年度滞納分についても、道府県が滞納処分等を行えるよう徴取引継の対象の拡大を行うこととされました。また、併せて、現年度滞納分のみ滞納者が徴取引継期間終了までに新たに滞納をした場合においても、徴収を引き継いでいる道府県が当該滞納分の滞納処分等を行えることとされました。	964
(2)	eLTAXにより送付する特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、当該特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知の内容が電子情報処理組織に記録され、市区町村が、その旨を事前に登録された当該特別徴収義務者の電子メールアドレス宛に送信したときに到達したものとみなすこととされました。	965
(3)	国税の改正に合わせ、過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を賦課された者が、再び不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を課される場合には、その割合をそれぞれ10%加重することとされ	966

ました。

- | | |
|---|-----|
| (4) 当初申告書が提出されており、かつ、その当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に、修正申告書の提出があったときは、その修正申告書の提出により納付すべき税額のうち、当初申告書に係る税額に達するまでの部分についての延滞金の計算の基礎となる期間について、一定の期間を控除することとされました。 | 967 |
| (5) 合併等を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納付し、又は納入する義務の成立した地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負うこととされました。また、当該判決が確定した日以前に質権が設定されている場合には、地方団体の徴収金は、その換価代金について当該質権に劣後することとされました。 | 968 |
| (6) 平成26年会社法改正を踏まえ、事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務について、所要の規定の整備が行われました。 | 968 |
| (7) 日台民間租税取決めを踏まえ、国税の取扱いに準じた所要の措置が講じられました。 | 968 |